

国土審議会計画部会 第11回持続可能な国土管理専門委員会

平成18年9月14日(木)

【事務局】 それでは、ただいまから国土審議会計画部会第11回持続可能な国土管理専門委員会を開会いたします。

委員の方々には、お忙しい中、また雨の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日のご欠席は遠藤委員、沖委員、辻本委員、三好委員、亘理委員です。

本日は、国土利用計画(全国計画)の改定のために、関係省であります経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省から国土の利用区分ごとの規模の見通し、国土利用に係る現状認識と課題、国土利用に係る施策についてご説明いただくことが主な目的でございます。

本日のお手元の資料の確認でございますが、議事次第と座席表、委員の名簿のほかに、資料1が経済産業省からの説明資料、資料2-1が農林水産省の説明資料、2-2が農林水産省の説明の参考資料、2-3が林野庁説明資料、2-4が水産庁の説明資料ということでございます。資料3が国土交通省の説明資料、資料4が環境省の説明資料です。参考資料で、「国土利用計画全国計画の改定に係るスケジュールについて」を添付しております。

その他、委員の方々のお手元には、農林水産省の別冊資料がついております。

なお、第3次、現行の国土利用計画の現物につきましては、お手元のファイルの第9回の資料の一環として前回見ていただきましたので、それをつけておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。今回は、これのいわば第4次計画をつくることに向けてのヒアリングでございます。

それでは、以下の議事は委員長にお願いいたします。

委員長、よろしくをお願いいたします。

【委員長】 おはようございます。

それでは、早速始めたいと思いますが、きょうは午前、午後の長丁場でございます。よろしくをお願いいたします。

午前の部の前半、経済産業省からお話をお聞きすることになってございます。

経済産業省は、地域経済産業グループの横田地域経済産業政策課長よりご説明をいただ

きたいと思います。よろしく願いいたします。

【経済産業省】 ただいまご紹介いただきました経済産業省の横田でございます。

本日は国土利用計画の作成に当たりまして、経済産業省に意見を表明させていただく機会をいただきありがとうございます。

お手元に資料1という資料をお配りしておりますので、これに基づきましてポイントを簡潔にご説明させていただきたいと思います。

まず、私ども地域経済産業グループというのは、経済産業政策局の中にあるわけですが、地域経済担当局長級審議官のもとで、いわば局の中の一つの局といったようなことで、かつての立地公害局、企業立地をやっていたグループを中核にしながら、経済産業省が持つ8つの地方支分部局、こういった機関を統合するような役割を担ったグループということでございます。

1枚めくって目次を見ていただければと思いますけれども、経済産業省が取り組んできました地域経済政策の変遷について、もう皆さんよくご存じだと思いますので、簡単に振り返らせていただいた後で、私どもが認識しております地域経済の現状、それから工場立地の動向といったものを簡単にご紹介しながら、経済産業省がこれから取り組んでいこうと考えております地域経済産業政策の方向性についてご説明するという構成で進めさせていただきます。

1ページをめくっていただきまして3ページでありますけれども、経済産業省が取り組んできました地域経済産業政策については、大きく4つのフェーズがあったのではないかと考えております。戦後から60年代、70年代くらいまでの間が、いわば重点的な地域に公共投資を集中するという時代でございました。当時は、通産省を中心に建設省、その他、公共事業官庁にもお集まりいただいて、特に東京、名古屋、大阪の三大都市、あるいは北九州を含めた四大工業地帯に、通産省であれば工業用水、あるいは建設省さんであれば道路、運輸省さんであれば港湾といったようなものを重点的に投資し、特に当時の産業構造が重厚長大型の産業であったということから、そういう重点投資が産業の発展、国際競争力の向上につながるという認識でやってきた時代であります。

その期間と重なるような形で過疎・過密の問題、公害の問題、あるいは、そういう四大工業地帯ではなかなか適切な用地が見つからない、あるいは工業用水のくみ上げに伴う地盤沈下と、いろいろな弊害が起きてきたということで、1972年に工業再配置法を制定し、むしろ地方分散を進めるといった第2のフェーズに入ってきたわけであります。

そのフェーズの中では、テクノポリス法とか頭脳立地法とか、地方の拠点を整備することを通じた地方分散ということを長らくやってきたわけですが、その工業再配置法自体廃止いたしましたのは、今年の4月でございます。

そうこうしている間に、90年代になりますと産業空洞化問題といったものが日本で大きな問題になり、これは日本の国内で過密地域から過疎地域に工場移転をしていけばいいんだという時代から、そんなことをしていると、どんどん工場は中国、アジア、海外に展開していってしまう。そういうグローバル化が進んできた時代でございます。そこで、経済産業省のほうでも、従来いろいろなインフラ整備、あるいは産業集積の支援の対象にしていなかった大都市圏も含めた支援施策を展開するという大きな転換を行ったわけです。それが97年に制定しました集積活性化法ということで、そこで東京都とか大阪を含めて地域の特に製造業が海外移転してしまいますと、それを支えていた金型とか、いわゆるサポーター・インダストリーの仕事がなくなってしまうということで、これが衰退すると、そもそも製造業が国内回帰しようと思ったときに、それを支えてくれる産業がいなくなるのではないかということで支援をするという時代になったわけです。これが3つ目のフェーズであります。

さらに最近ではいろいろな地域格差が大きな問題になっています。集積活性化法も、実は来年6月で廃止をするという、廃止法になっているわけですが、今、省内ではそのポスト集積活性化法といったことを含めていろいろな検討をしているわけですが、地域の問題を見てみますと、90年代のような産業空洞化を端緒としたサポーター・インダストリーの衰退に対する対応といったような切り口、あるいはそういう特定の地域だけ何か対応策を講じていけばいいというよりは、もう少し構造的な問題があるのではないかと。そういう意味では、あまり地域とか要因に限られず、もう少しいろいろ多面的な政策を打っていく必要があるのではないかと。

その中で、特に2000年から産業クラスター政策ということを中心に私ども地域グループは取り組んできましたので、先端的な地域では世界に通用するような産業を支援していくというようなことに重点を置いた第4番目のフェーズ、地域経済産業政策を展開しているという流れでございます。

今申し上げたことをもう少し図表等を用いて簡単に振り返らせていただきたいと思います。ですが、お手元の資料の5ページ目をご覧ください。

先ほど申し上げました工業再配置法、今年の4月に廃止したわけですが、5ペー

ジの右の日本地図にごさいますように、黒い移転促進地域、産業をいわば追い出す地域を指定するとともに、シャドーを引いております誘導地域を指定し、この黒い地域からシャドーの地域に移転を促進するということに対して、工業再配置補助金ということで移転した企業あるいは移転企業を受け入れた自治体に対して一定額の補助をするといったこと、あるいは固定資産税の減免を講じるといったような措置を講じてきたわけです。

6 ページにありますように、こういった措置を講じてきたこともあって、当初黒塗りの移転促進地域、1970年で見ますと、工業出荷額で全国の約3割のシェアがあった。逆に誘導地域は2割しかなかったということですが、この3対2の比率が、2000年になりますと、移転促進地域は1割に減少し、誘導地域は約3分の1という形で増えてきたということで、2対7の比率に逆転するといったようなことになってきているわけです。そういった意味では、これまで講じてきた工業再配置政策についても、一定の効果があつたのではないかとということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、このところのいろいろな情勢の変化によって、この4月に廃止し、新しいフェーズの地域経済産業政策を展開しているということをごさいます。

それでは、最近の足元の地域経済の状況を私どもはどういうふうに把握しているかということ、8 ページをご覧くださいいただければと思います。

私どもは、先ほど申し上げましたように全国8地域の経済産業局のネットワークを使って、きめ細かく地域経済の動向をフォローしております。皆さんご承知のように、日本全体としては、景気はいざなぎを超えるといったような状況になってきているわけですが、なかなか景気回復が見られない、あるいは回復のテンポが非常に緩やかだという地域が存在している状況です。

1 ページめくっていただいて9 ページですけれども、よく言われます7 道県、特に有効求人倍率を見て、非常に低レベルになっているという北海道、青森、秋田、高知、長崎、鹿児島、沖縄といったような地域が残っているわけですが、10 ページ目の有効求人倍率の推移で見ていただきますと、7 道県というのは、景気変動の波を受けて、景気回復のスピードが遅いから有効求人倍率が低位になっているというよりは、過去、この15年の推移を見ていただいても、景気変動の推移とあまり関わりなく、構造的に有効求人倍率が低位で推移しているといったような状況が見られるわけです。

それから、12 ページ、最近の工場立地の動向について見ていただきますと、日本全体では平成14年で底を打って、面積でいっても、件数でいっても反転に転じている状況で

あります。しかしながら、13ページを見ていただきますと、これを地方別に見ると、これは薄い棒が平成16年、濃い棒が平成17年で比較をしておりますけれども、伸び方あるいはレベルで見ましても、北海道、北東北、山陰、四国、南九州といったところについては非常に低いレベルであったり、あるいは平成16年よりもまだ立地件数が少ないといったような地域も見られるわけであります。

最近、製造業の国内回帰が進んでいるということで、かなり全国的に大型投資が新聞紙上をにぎわしているわけであります。14ページが東日本、15ページが西日本で、最近の報道ベースで見られる大型投資についていろいろな事例の紹介をしています。もちろん先ほど申し上げた北海道、北東北、山陰、四国、南九州といったところについても、企業立地のケースは見られるものの、ある専門家に言わせると、太平洋ベルト地帯の再現だというような見方をする人もおります。かなり工業立地の動向を見ても、地域によって大きなばらつきが見られるような状況になっております。

特に太平洋ベルト地帯に加えて、東北南3県、東北新幹線あるいは東北自動車道沿線に立地が集中してきているといったような状況が見られます。

それじゃ、企業はそもそもどういうことで立地地点を選んでいるのかということですが、16ページに企業サイドに国内立地の選定要因についてアンケート調査を行ったものがあります。その中で一番重視されているのが地域資源ということで、適切な用地あるいは人材がいるかということであります。特に最近の企業立地が北海道とか東北とか、そういった地域にも波及していつている背景には、特に中部地域を中心に、かなり人材の確保が困難になってきているということで、人材確保型の立地ということで少しずつ広がりを見せている状況にあらうかと思えます。そういった意味で、地域活性化の上では、そういった企業のニーズに応えられるような、そういう人材をいかに供給できるかといったような点が大きなポイントではないかなと思えます。

それから、やはり交通アクセスというのが非常に重要になります。これはもちろん物流ということもありますし、マザー工場から子どもの工場を展開するときには、マザー工場の技術者がある程度立ち上げまで指導に行かなくちゃいけないという意味で、人の移動といった意味でも交通アクセスは非常に重要だということであります。

それから近接性、これは特に自動車なんかで言いますと、トヨタさんとか日産さんとか、いろいろな自動車企業が立地すると、一次下請さんにはスープが冷めない距離に来てくれというようなことをよく言われるそうです。そうすると、やはりそういう自動車工場を中

心に20～30キロ圏内に立地する。そうすると、今度二次下請さんに対して一次下請さんが同様に自分たちから20～30分の圏内に立地してほしいということで、集積は集積を呼ぶといったような特徴が出てくるのではないかなと思います。

もちろん最近では地震とか、いろいろな災害対応みたいなものがありますので、あえて自社が立地しているところとは離れた地点に立地をするとか、いろいろな立地要因がありますので、必ずしも今集積がないから、企業誘致のチャンスがないのかというと、そういうわけでもないのだろうというふうに思いますけれども、やはり集積は集積を呼ぶというような側面は否定できないのではないかなということでもあります。

そういった意味では、地域活性化をしていくために企業誘致というのは大きなポイントになっていますし、各自治体さんも、まず今は企業誘致だということで非常に一生懸命取り組んでおられます。ただ、自治体だけで解決できない問題もあるということで、そういった面に配慮しながら、いろいろなインフラ整備あるいは規制の枠組みを考えていくことが必要ではないかと思います。

17ページ目は、冒頭申し上げましたように、今の時代は国内で企業を引っ張り合っている時代というよりは、国内で適地がないのだったら、やっぱり海外でさらに投資を増やそうということになってしまう。この海外生産比率で見ても国内全法人ベースで6分の1、あるいは海外に進出している企業ベースでは3割ぐらいがもう海外生産だという時代になってきているということでございます。

18ページ目は、先ほど申し上げましたような太平洋ベルト地帯プラス東北南部を中心としたことで、今特に電気・電子、自動車の集積については展開をしているということでもあります。

一方、19ページ目を見ていただきますと、繊維、木製品、食品といったところについては、先ほどの自動車等に比べますと、やや分散をしている。そういった意味では、もう一つの地域活性化のポイントとしては、こういった地域密着型の産業をいかに育てていくのかが一つの大きなポイントになっているのではないかなということでございます。

というような状況を踏まえまして、今後の地域活性化のための方向性ということで21ページ目をご覧くださいと思います。これは、今年経済産業省で二階大臣のイニシアティブのもとでまとめました新経済成長戦略、その中で位置づけられております地域活性化戦略であります。

基本的な考え方で2つ書いておりますけれども、なかなか1つの市町村、1つの地域だ

けで自己完結的に活性化策を立てることは難しいわけですから、そういった意味である程度広がりを持った地域活性化の取り組みをやっていく必要があるのではないかということ。

もう一つ、何が地域活性化なのだ。その指標として、先ほどお示したような有効求人倍率とか、あるいは地域別の県民所得といったもので見ますと格差があるように見えるわけですが、同じ100万円でも東京の100万円と、先ほどの7道県の100万円は、住むためのコスト、住居のための費用みたいなことを考えただけでも、かなり価値も違いますし、あるいはそこで生活することによる生きがいというのは、仕事の生きがいもあれば、いろいろな環境なり、地元とのふれあい、関わりの中で出てくる生きがいとか、いろいろなものがあるのだろうということでもあります。

そういう中で、少しそういったようなものも含めた就業達成度といったような指標をつくり、そういった指標を見ながら、地域活性化対策について考えていく必要があるのではないかということでもあります。

今、この地域活性化戦略でこういう方向性が盛り込まれているものですから、経済産業省でもどういった指標としていくかということを検討しておりますし、また、一つの案をつくりまして、関係府省あるいはいろいろな方のご意見を聞きながら、年度内を目途にこれを開発しているところであります。

それから、具体的な施策ということで、先ほど申し上げたように地域経済格差というのはいろいろな多面的な要因で生じてきておりますので、工業再配置政策とか一つの施策ですべてが解決するわけではないと認識しているものですから、それぞれの地域に応じたいろいろな多様な支援策を考えていく必要があるのではないかなというのが私どもの基本的な認識であります。

第4フェーズの世界と伍してやっていける産業育成という意味では、具体的施策の3番に書いております産業クラスター計画ということで、今、全国17の産業クラスター計画を推進しています。これが、例えばバイオであれば、今、北海道バイオとか近畿バイオと、そういうクラスターがありますけれども、ある意味、いろいろな企業、研究機関についての実態なりノウハウのハブをつくって、こういうシーズがあるときに、では、どう製品化するかということについては、そのハブに行けば、その地域内、場合によっては北海道のハブと近畿のハブ、場合によっては海外のハブと連携をしながら、どうやって事業化をしていくのかといったようなことが、そのネットワークを通じて円滑にサポートできるというような仕組みを目指したものであります。

第1期目は、まずそういったネットワークをしっかりと作り上げるという取り組みをしてきましたけれども、今後はネットワークを使って具体的に新事業を創出していく、あるいは、第2創業あるいは海外展開といったようなことを目指すという第2フェーズに入っていて、今取り組んでいるというところでもあります。

一方で、なかなかそういう先端産業の集積も薄いし、どういうふうに地域活性化していくのかということについては、この①にございますように、その地域が持ついろいろな資源、これは産業の資源もあるでしょうし、文化などのコンテンツの資源もあるでしょうし、あるいは産業観光とか、場合によっては商店街の町並みといったようなものもあろうかと思えます。こういったようなものを総合的に活用しながら、いわば地域資源活用型の地域活性化に取り組んでいこうということを来年度の施策の大きな柱にしているということでございます。

もう一つ、公的サービスについても、これを効率化していくことが大事であるということで、例えば、コミュニティビジネスを積極的に支援することで、こういった面についても地域活性化の支援をしていきたいということでもあります。

もう一つ、地域の発展のための基盤整備ということでもありますけれども、例えば地域が一生懸命努力して企業誘致をしてくる。そうすると、地方交付税が減額されてしまうといったようなことでは、なかなか地方公共団体のインセンティブはわからないのではないかという意味で、いろいろな形の地方交付税の改革が必要なのだろうということ、あるいは、地方財政を支えるためのいろいろな税収構造を考えると、あるいは規制緩和といったことも必要ではないかなということもございます。

最後に、いろいろな経済産業省で取り組んでいく施策はあるのですが、ここで特に新しい国土形成計画をつくっていただく上でぜひ念頭に置いていただきたいのは、重要なインフラ整備という課題があるということでもあります。先ほど申し上げた企業立地の選定理由という中でも、物理的な交通アクセスとか、あるいは物流上の問題といったことは非常に大きなウエイトを占めています。

もちろん経済産業省としては、産業空洞化問題も経験してきておりますので、ある意味、日本で事業活動を行うことに伴うコスト、これを近隣のアジアと比べて、あるいは先進国と比べて魅力あるものにしていかないと、そもそも地域格差是正ということで全国津々浦々公共投資を続けて、それがいろいろな意味で税負担として企業にのしかかってくると、日本全体が沈没してしまうという意味では、もちろん効率的な公共投資ということが大事

であることは認識しております。

ただ、一方で、今、一部の地域ではかなり人材確保が困難になってきているという意味で、工場の地方展開も進んでいる中で、やはり一定の投資効率のいいインフラを整備することによって産業集積の厚みが増す、製造業の生産性が増す、そういったようなインフラ整備というのは当然必要だというふうに考えておりますので、そういった視点をぜひ盛り込んでいただければなというように考えております。

また、規制の面でもいろいろ見直していただかなくてはいけない面があるかと思えます。一つの例を申し上げます、内航海運とか外航海運といったような分野がありますけれども、例えば外航海運なんかについては、いまだに独禁法の適用除外になっていて、公然と同調値上げとか、あるいは燃料が上がったということで、燃料サーチャージ、これは燃料価格の高騰以上のサーチャージを要求したり、あるいは為替変動サーチャージといいながら、基準レートが230円とかいうことになったままのサーチャージをかけているといったように非常に問題がある。日本の製造業にとって、物流コストという面からも看過できないような実態もございます。そういったいろいろな意味を含めた規制についても、ぜひあわせて見直しをしていくべきではないかなということでもあります。

22、23ページにつきましては、そういった地域活性化のためにどうしても必要なインフラ整備もあるのだということを示した経産省の研究会の報告書なり、新経済成長戦略の該当部分を抜粋したものでございますので、ご参照いただければと思います。

とりあえず私どもにいただきました時間になりましたので、これでご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの経済産業省からのご説明について、ご質問なりご意見があればいただきますと思います。

【委員】 お話になられた最後のインフラ整備がまだ重要だとか、必要だというのは、非常に私も同感でございますけれども、一つ大きな流れとして、感想なのですが、全総のような計画から国土形成計画に視点が変わるというときに、非常に気になっていることが1つございます。私は学生のときに経済産業省で実施しておられる工場立地動向調査を分析させていただいたことがあります。非常にいい調査で、どこにどういうふうに新しい産業が立地していくか、開発が進んでいくかということが調査されています。基本的に今日ご説明いただいた内容は、主にそういう内容からこういうところに新しい立地展開

が進んでいるという、その新しくできる部分のお話といえます。

企業立地に対する取り組みを今までずっとされてきたということから、当然それもわかるのですけれども、国土形成計画的な視点からは、例えば産業が抜けていった土地をどうしたらいいかとか、産業が抜けそうな地域をどうやって活性化していったらいいかとか、そちらの視点の比重が今までにも増して非常に高くなると思うのです。抜けていく部分に関する調査とか動向が、私は経済産業省の中でちょっと弱いのではないかと前から感じておまして、その辺の戦略というか、もしくは何か新しくそういうことに取り組まれていて、国土形成計画の中で新たに情報提供いただけそうな部分というのはあるのでしょうか。

【経済産業省】 大変ごもっともなご指摘だと思います。工場立地動向調査自体は、工場立地法に基づく調査ということでやらせていただきまして、私どもも立地していた工場がなくなってしまったというようなことについて、今の体制では十分把握できていないのが問題だとは認識はしています。ですから、代わりに地域ごとの工場出荷額とか、そういった情報である程度フォローしていかざるを得ない面もあるのですが、確かに工場を閉めてしまうとか、規模を縮小するといったようなときにも把握できることが望ましいかと思いますが、最近では総務省統計局がそういう企業の負担を強いるような調査については非常に厳しいスタンスにあるものですから、そういった中で我々としてどういう形で実態を押さえていけるのか、また、新たなそういう統計みたいなことが可能かどうかも含めて検討していきたいなというふうに考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

我々は持続可能な国土管理専門委員会の議論をしておまして、土地とか土地利用にかなり注目しているわけです。今回の国土形成計画の議論をしているときに、例えばイギリスでは、大きく国土をグリーンフィールド、ブラウンフィールドに分けて、既に使われている土地、ブラウンフィールドを、できるだけ新たに使う場合もそちらに配慮して、できるだけグリーンフィールドに出てくることを抑えようというような施策をとっている国もあるわけですね。そのような視点が我が国でどのような考え方で翻訳できるのかというのが、我々の関心の一つでございますので、ぜひその辺、経済産業省においても一つの視点として加えていただければ、大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

【委員】 今の議論の延長線上ですけれども、持続可能な国土という観点で、例えば、

新エネルギー開発というものと、その地域のさまざまな施策というものが新しい段階に来ているのではないかと思うのですが、この辺の議論とか、あるいは産業における動脈系と静脈系をどうやってうまく調整していくのか、そこに循環系を形成していくのかというような議論もあると思うのですが、その辺については今日の資料には入っていないのですが、当然お考えだと思うのですが、少しその辺を補足的に説明いただければと思います。

【経済産業省】 新エネ開発と国土開発というのは、そこまで日本の新エネのポテンシャルといっても、今一番大きなのはいわゆる太陽光発電、それから風力も一部進んできていますけれども、日本全体の風況調査みたいなものを考えても、オランダとか、そういった先進地域に比べて一定規模の電力供給を担えるほどの資源があるのかというと、やや疑問なしとしませんので、もちろん新エネ導入促進を進めていくということは、非常に重要だと思いますけれども、新エネ、風力、あるいはバイオマスについても、かなり里山が荒れているとか、いろいろな問題がございますけれども、ある程度コスト的にペイするような形でやっていくことを考えると、日本の森林資源を使ったバイオマス系の新エネといったことについても制約があるかと思います。もちろんエネルギー政策として一生懸命取り組んではまいりますけれども、それによって国土形成計画全体に影響を与えるほどのポテンシャルがあるのかどうかというと、いろいろな議論があるのではないかなと思います。

【委員長】 他にどうぞ。

【委員】 国土利用計画ということで、今の委員のご意見とちょっと関連するような話になると思うのですが、今、伺ったお話は地域活性化のための枠組みをこれからどういうふうなやり方でやるかということだと思うのですが、今の地方の現状を見てみると、1970年代の前半ぐらいまでに集団就職みたいな形で大都市圏に人材がいっぱい集中してしまって、今の地方が疲弊していく状態になったのは、1つは人材がいなくなってしまう面が大きいと思うのです。それを考えるときに、地域活性のためには、幾つか挙げられているのですが、ただ枠組みをつくるだけではなくて、これからその地域にずっと持続的にやっていける、そういう人材をいかに育成していくかが非常に重要になるのではないかと思います。そこら辺、何かお考えのことはないのでしょうか。

【経済産業省】 この指摘の点は本当に重要なポイントだというふうに認識をしています。そういった意味でも、今日のご説明の中で明示的ではありませんでしたけれども、やはり期待できる、あるいは進めていかななくてはいけないのは、Uターン、Jターン、Iター

ンみたいなことかなと思います。特に先ほどご説明しました地域資源を活用した地域の活性化ということを来年度の経済産業省の地域活性化施策の柱にしているわけですが、地域資源を活用して、特にマーケットに近い、マーケットがよくわかった方に商品開発から全部手伝ってやってもらおうということを考えているのですが、そういった意味では、例えば商業関係に長く携わっておられた、東京でやっておられたといったような方をUターンで地域に帰ってきていただいて、そこでどういうふうにやっていくのかとかいうようなことも考えておりますし、技術の世界でもそういったことではないかと思えます。

先ほど申し上げた北海道バイオでも、いろいろな商品をこれから海外に売っていこうというときに、シニアエンジェル制度でしたか、例えば東京あるいは大阪の製薬会社で取締役までやって地域に戻ってこられたというような方をシニアエンジェルと呼ばれる顧問みたいにして、そういった方を中心にしながら地域の活性化に取り組んでいくというようなことをやっておりますので、若い方を育てていくとともに、団塊世代の方がリタイアされますので、ぜひもう一度地域に帰っていただいて、一緒にその地域を活性化させていくということを我々もぜひ取り組んでいきたいなと考えております。

【委員】 今日ご説明いただいたところは、基本的に製造業といいますか、工場のような分野の全国の立地というのを教えていただいたと思うのですが、日本の産業のあり方として、ICTとか、ソフトウェア産業というような形で、ブロードバンドは要りますけれども、従来のインフラが要らない産業というのは、いろいろな地域に今分散していると思うのですが、そういったところの何か、どこら辺にどのぐらいというふうな資料はあるのでしょうか。

【経済産業省】 残念ながらこれも、先ほどの工場立地動向調査の問題点の一つで、委員からご指摘いただきましたけれども、サービス系について、何か統計的に押さえられるということが、実は十分できていないという点が、やはり大きな問題の一つだというふうには認識はしています。

ただ、委員のご指摘のように、製造業と違って、よくあるコールセンターとか、特に既存の集積がなく、かつ人件費が安いところに対応すればいいみたいなおところについては、我々も過疎地域みたいなおところに行くと、では、何を誘致すればいいのかというときには、そういうところにむしろターゲットを絞られたらどうですかということを申し上げてますし、現にそういう立地例もございますので、そういった意味では、非常に重要な産業ではないかなというふうに思っています。

ただ、具体的に立地が今どうなっているかを統計的に押さえてご説明できるような形にはなっておりませんが、委員と同じ意識は私どもも持っております。

【委員】 ありがとうございます。

立地政策という観点でちょっとご質問したいのですけれども、今、工業団地あるいは工場用地で飛ぶように売れている条件のいいところと、それからさっぱり売れない条件不利のところと両方あると思います。

それで、旧来の発想ですと、地域間競争で自治体さんのほうで用意できるところを売っていくということだったのですけれども、今度の国土形成計画の中で、国民的な国土の経営という概念が入ってきて、国もしくは国民全体としてディベロッパー的な経営を考えたときに、条件の不利なところを工業用地として、既に開発してしまった問題は別として、新たに開発して提供していくことの不合理性といいたいまいしょうか、その経済性のなさというのが一つ論点としてあると思うのですけれども、経産省さんとしては、自治体に対してその辺の経済感覚的な指導、指導というのはちょっとできないと思うのですけれども、どのようにお考えになっておられるでしょうか。すべて自治体に任せるといことなのか、あるいは条件不利地域はむしろ自然に戻していくぐらいのことがあってもいいということがあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

【経済産業省】 私どもも地域間競争はもちろんあるわけですが、むしろアジアとの競争という時代になっている中で、企業が立地を選定するときに、先ほど申し上げました地域資源、人材の確保とか、交通アクセスとかいったこともあるのですが、先ほども述べたかもしれませんけれども、自治体のサービスあるいは積極性といったものが非常に大きなポイントになっています。そういった意味では、各自治体の競争を通じて、あるいは我々も自治体にいろいろなアドバイスをしながら、日本の自治体のパフォーマンスを競合関係にあるアジア諸国の自治体に比べて高めていくことが非常に重要ではないかと考えています。

できれば、今年度あるいは来年度ぐらいから、少し自治体の企業誘致の体制なり戦略なり、そういったことに対する専門家によるアドバイス事業みたいなことを開始したいなというように考えています。そういった意味では、今委員がおっしゃったように山奥を用地にして売れるかという、企業の側から見れば集積の厚みとか、そこで人材が確保できるかとか、交通アクセスとか、いろいろなことを考えて立地するわけですから、そういった意味で全く可能性がない開発みたいなことは当然意味がないといったことも含めて自治体

にアドバイスをさせていただいて、基本的には自治体間の競争を通じて、日本の自治体全体のパフォーマンスを競合するアジア諸国の自治体に負けないような、そういうレベル向上を目指した取り組みを促していくというようなことは、経済産業省の役割の一つなのかというふうに認識しております。

【委員長】 そのときに、先ほどのご説明で、これからの地域活性化戦略の基本的な考え方として、複数市町村圏単位というお話がございました。今、市町村のというお話でパフォーマンスを高めるというお話がございましたけれども、先ほどのご説明の複数市町村圏単位でということだと、今の関係はどのように理解したらよろしいでしょうか。

【経済産業省】 イメージとしては、ある市町村が一生懸命工場を誘致してきたときに、その工場の適地はあるけれども、では、社宅だ、学校だ、病院だというようなインフラの整備もしていかなないと、ある程度の面的なエリアで地域の企業にとって魅力があるような環境というのは形成できないのではないかとということを考えたときに、それぞれとにかくうちの市町村に工場を引っ張ってくるのだというふうに考えるというよりは、それぞれ持ち味を生かして、こっちに工場はあるけれども、住環境とか、そういう生活インフラはこちらの市町村でと、それぞれどこにどういう施設が来るかによって固定資産税収が違ったり、利害が対立するわけですがけれども、そこは是非ある程度エリアで勉強しながら取り組んでいかなくてはいけないということだと思いますし、そういうことを場合によっては県とか、あるいは県をまたがる場合もあると思いますけれども、アドバイス事業の中でもそういうことを織り込みながらやっていきたいと考えております。

【委員長】 その考え方は今回の国土形成計画の一つの大きなポイントになると思っていて、経産省として独自の仕組みをその中で組み入れていくという考え方なのでしょうか、その辺がちょっとよくわからないのですが。

【経済産業省】 具体的に今何かがあるかということ、今年度少しモデル的に全国7地域、そういう広域圏の活性化のビジョンをつくるというような取り組みをしています。これは試行錯誤でやっているものですから、これを、では、具体的にどういうふうに発展させていくかということについて、まだ明確な姿がないのですが、少なくとも先ほど申し上げました自治体に対する企業誘致の戦略とか体制についてのアドバイス事業といったことをやっていくときには、そういう視点も織り込みながらやっていきたいなと思っております。あとはむしろ手探り状態でございますので、各委員から何かサジェスチョンをいただければ幸いです。

【委員】 我々金融の分野等では、既に例えば不動産でいったら、森ビルさんが不動産の実務だけでなくて大学、塾、アーク森ビル塾みたいものをつくって、若手の業務に携わっている者を教育するとか、そういう試みが行われておりますし、早稲田大学も、社会人を対象とした大学院等が都会では行われているわけですが、地方でこれだけ工場等が立地されている中で、それなりの技術者等の集積もあると思うのですけれども、そういうところに大学を呼ばないまでも、そういう若者の勉強する機会をつくるようなものを、工場誘致とあわせてやるようなことがないのかなと。工場立地法が変わって、都内の大学が一旦郊外に出ていたのが、また都心部にどんどん戻ってきている現状があるんですけれども、このままでいくと、高校までは何とか地方にいても、大学になると全部都会に来て、さっきおっしゃっておられた人材の育成とかUターンとか、そういうのはなかなか大変になるのかなという気がしますので、これは経産省さんの管轄ではないのかもしれませんが、何かそういう省庁が一緒になったような施策は考える計画はないのかなというふうに思います。

【経済産業省】 ご指摘の点は非常に重要な点だと考えております。私どもも先ほど企業から立地条件を考えたとき、人材確保は今一番重要なポイントになっておりますので、ある意味地方の魅力を高めるためには、どれだけ有為な人材を企業に提供できるポテンシャルを持つかということかと思えます。

これまで経済産業省がやってまいりましたのは、例えば、大学と連携をして、ある分野の製造業の技術者を育てていくために必要なカリキュラムの作成をする。場合によっては自治体さんと連携しながら、自治体さんのほうは工業高校のカリキュラムをつくり、経産省の施策と相まって大学まで一貫してつくるとか、最近では工業専門学校とか、あるいは工業高校といったところについても、地場の中小企業の方にそこで勉強していただくとか、あるいは地場の中小企業の方が子供たち、学生にいろいろなものづくりについて実地の講義をするというような取り組みを教育委員会と文科省さんと話し合いをしながら、教育委員会さんにも入っていただいて、連携しながらやっていくということで、学生たちも教室の中で教わる技術ではなくて、今、現場の最先端の地場の企業の方のお話を聞けるということは非常に高い関心を持ちますし、あるいは、あっ、こんなすばらしい企業が自分の地元にもあったのかというようなことを再認識していただいて、ああ、やっぱり都会だけではないな、地元にもいろんな立派な企業があるのだなというような気持ちを持っていただく機会にもなるのではないかと考えております。

そういった意味での学校との連携、文科省さん、教育委員会との連携といったこともやっておりますし、今後ともぜひ積極的に進めていきたいと考えております。

【委員】 先ほど委員がおっしゃったことと関連があるのですが、生産業とサービス産業では、土地利用においても、人材の利用ということにおいても、量的、質的に非常に大きく異なって、国土利用とか、国土管理上の意味とか影響というのは大変大きく違うと思うのですが、それら生産業とサービス産業の総生産における割合であるとか、それでの雇用のシェア、それが今回ご説明のあった期間において非常に大きく変化してきて、またこれからの変化も考えられると思うのですが、どんな見通しをお持ちで、あるいは見通しだけではなくて、どういうシェアなどが適切と考えて、何か政策を持っていらっしゃるかというようなことについて、まず第1の質問として伺いたいと思います。

第2の質問なのですが、第1と若干関連があるのですが、生産業の中の構造も変わって、臨海工業地帯などからの工場の撤退などもかなりの量で生じたことによって、そこでの地域再生のプロジェクトなども進められているのではないかと思います。経済産業省は、その工場が撤退するに当たっての地域再生というようなことについては、何か政策をお持ちでしょうか。それはあまり関係がない分野とお考えなのでしょうか。この2点を伺いたいと思います。

【委員長】 時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

【経済産業省】 第1点目の点につきましては、実はこの新経済成長戦略を検討する前提として、少子高齢化時代の地域政策について検討しました。もちろん今、サービス産業のウエートのほうが雇用とかGDPのウエートが非常に大きいわけですが、ただ、製造業の場合には、そこで生産して出荷したものを域外から所得が得られるという点が大きな違いではないかと思います。域外から得た所得が地域に落ち、その地域のそれぞれの従業者の所得になったものが、なるべく外に出ずに、その地域の中で消費されるという意味でのサービス業とか商業とか、そういったものを活性化させていく必要があるのではないかと思います。頭の整理でやってきております。もちろんサービス経済が進んでいくという状況の中でありまして、そういった意味で、製造業の役割というのは、引き続き大きいのかなと考えております。

それから、臨海部でのというのは、確かに地域再生計画等でそういったような事例が出てきていることは承知をしておりますけれども、今、現時点で何か経済産業省でも支援みたいなことをしているかもしれませんけれども、ちょっと詳しく存じ上げないものですか

ら、コメントを控えさせていただきます。

【委員長】 ほぼ予定の時間が来ております。あるいはご質問、ご意見がまだあるかと思えますけれども、もし何かございましたら事務局にお出しいただいて、事務局から経産省にお聞きいただくという形をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたってありがとうございました。これで終わらせていただきます。

それでは、続きまして午前の部の後半、農林水産省でございます。

農業分野については農村振興局企画部の三浦地域計画官、森林・林業分野については、林野庁森林整備部計画課の藤江調査官、水産分野については、水産庁漁港漁場整備部の橋本計画課長よりご説明いただきます。よろしく願いいたします。

それでは、順を追ってご説明をお願いいたします。

【農林水産省】 ただいまご紹介いただきました農林水産省の地域計画官の三浦です。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、農業の分野ですけれども、資料2-1とふってあります「国土利用計画ヒアリング説明資料」という横長の資料に基づいてご説明いたします。

まず1ページですけれども、食料・農業・農村の現状ということで、まず食料自給率の現状をご紹介します。

自給可能な米の消費の減少、あるいは輸入に依存している飼料穀物や油糧原料、大豆、なたねを使用する畜産物や油脂の消費の増大というのが背景にありまして低下し続けておりまして、平成17年度では40%という水準になっております。

ちなみに、この自給率というのは、いろいろな指標がありますけれども、左側のグラフの下にちょっと注で書いてございますが、これは国民に供給されている食料の熱量の合計をカロリーベースの食料自給率とっております。この数字を使ったので40%ということでございます。右の上のグラフにありますように昭和40年度以降ずっと低下傾向にあるという状況でございます。

次に2ページですけれども、この間、食料を生産する基盤である耕地はどうなっていたかということなのですが、昭和36年から平成17年まで、44年間に110万haが造成され、新しく農地になっております。一方、工場用地、宅地への転用、あるいは耕作放棄ということで250万haがかい廃されまして、結果、609万haから469万haということで減少している状況でございます。今後、後ほどご説明します食料・農業・農村基本計画という政策をベースになっているものに沿いまして、優良農地の確保と有効活

用を進めていくということを考えております。

次の3ページですけれども、自給率との絡みで、少し目を世界に広げまして、世界の人口なり食料需給ということを見ても、まず世界の人口、2005年には60億人強ですけれども、これが2050年には93億人に増加すると予測されております。ただ単に人口が増加するだけではなくて、世界全体の年間の穀物消費量、これは2000年から2050年の間に66%増加するというふうに予測されております。これは人口の増加に加えて、いわゆる経済発展に伴って、より耕地面積を要する肉とか、そういったものの消費が増えることも影響しております。

一方、世界の耕地面積について見ますと、人口1人当たりの収穫面積、これは40年前の約半分にまで減少し、反収の伸びも鈍化傾向ということでございます。

したがって、今後の食料需給というのはなかなか予断を許さないという点に留意する必要があります。

次の4ページですけれども、また国内の話に戻りまして、耕作放棄地の面積の推移と発生原因ということです。

耕作放棄地の面積は年々増加しておりますけれども、昭和60年に13.5万haだったのが、平成17年には38.5万haということで増加しております。この理由について、実はアンケート調査をした結果が右側のグラフに出ているのですけれども、これはご覧いただければわかるように、複数回答ということで、高齢化・労働力不足というのが一番多くなっておりますが、現実にはここに挙がっている理由が複合的に絡んで耕作が放棄されているものと考えております。

それから、次の5ページですけれども、農業構造の実態ということで、農家の農業従事者の減少あるいは高齢化、農地面積の減少、いろいろな農地をめぐる状況が進展する中で、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大というのは進んではいるのですが、非常にペースが遅いということでもあります。

右側の表をご覧くださいますと、経営耕地というのがございます。北海道については、昭和35年から平成16年の間に、B/Aで見て4.9、約5倍に拡大していますが、都府県については1.6倍という状況であります。ちなみに、その下にあります畜産関係を見ますと、養豚ですと400倍とか、すごいペースで規模拡大は進んでいるのですけれども、耕地部門というのはまだまだそのペースが遅いということで、地域農業の担い手の育成確保とともに、担い手の農地の利用集積、こういったものを進めていくことが必要になって

おります。

次の6ページですけれども、農村の現状ということで、少し地域に目を広げてみますと、農村においては若年人口の都市への流出、農家の減少ということから、過疎化、高齢化あるいは混住化というのが進みまして、農業生産活動の停滞あるいは集落機能の低下といったものが見られます。このため、農村経済の活性化を図るためには、農地、農業用水、こういった資源の適切な管理を通じて、ちょっと後ほど出てきますが、多面的機能の確保といったものを図っていくことが必要であると考えております。

7ページですけれども、またちょっと視点を変えまして、いわゆる食料に対する消費者あるいは国民の関心ということですが、最近、BSEの発生などを契機に、食の安全というものに対する消費者の信頼が揺らいでいる。また、健康志向等の中でバランスのよい健全な食生活に対する関心というものが高まってきております。そこにアンケート調査等を取りまとめてございます。

次の8ページですけれども、消費者の食品、食料に対する関心とあわせて、農業の有する多面的機能に対する関心というものが高まってございます。具体的には、そこにありますように国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、そういったさまざまな機能を農業は有しているわけですし、こういった機能を農地、農業用水の資源の適切な管理を通じて、将来にわたって発揮させることが重要と。また、そういった機能に対する国民の期待も、右側の「都市住民の農業・農村への関心の高まり」というところにもありますけれども、高まっている状況でございます。

こういった食料・農業・農村を取り巻く状況を踏まえて、今後どういう政策を展開するかが、次の9ページ以降でございます。

まず9ページですけれども、農業に関する施策を展開するに当たりまして、平成11年に食料・農業・農村基本法というのを制定いたしまして、なおかつ法律に基づく計画を定めて、しっかり工程管理をしながら政策を進めているところでございます。この基本法の柱としては、食料の安定供給の確保、農業の多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展、それから農村の振興、この4つの基本理念を掲げて、それぞれに対応する政策を明示しているところでございます。

10ページには、その4つの基本理念に沿って、どういう施策を講じていくのかということで基本計画、これは17年3月に第2回目の基本計画が策定されたところですが、ここでは新たな食料自給率目標の設定とか、食の安全と消費者の信頼の確保、あるいは

は担い手の経営全体に着目した経営安定対策への転換、環境・資源への重視、あるいは農産物の輸出など「攻めの農政」の展開ということで、具体的な方向性を指し示しているところでございます。

各論に入っておりますが、次の11ページですけれども、新たな食料自給率目標の設定ということで、先ほどカロリーベースで40%と申しあげました自給率、これを将来的には5割以上を目指しつつも、なかなか一足飛びにそこまでいかないということから、平成27年度にカロリーベースで45%、生産額ベースで76%。要するに、国際的な食料需給等を見据えて、自給率は上げていくということをまずここで定めているところでございます。

次の12ページですけれども、自給率を上げるにしても、やはり消費者の食品に対する信頼というものがないと、自給率も上がらないわけで、ここではそこにありますように安全の確保、消費者の信頼確保、そのためには科学的原則に基づくリスク管理なり、あるいは食品表示の適正化、そういったことを進めながら、まず消費者の食料に対する信頼というものを確保していくことを考えております。

次の13ページはむしろ生産サイドの話になりますけれども、品目横断的経営安定対策、これを19年産から実施することにしております。既に関係法令の改正等、先般の国会で行いまして、真ん中のところにありますけれども、担い手を対象に経営全体に着目して、外国との生産条件の格差から生じる不利の補正あるいは収入減少の影響を緩和するための補てんを実施するというところで今進めております。

この対策とあわせて、従来需要に対して供給力が大幅に上回っていた米の生産調整支援策、これも見直した上で推進する。また、農地・水・環境保全向上対策、右側ですけれども、そういった対策も新たに導入して、車の両輪、表裏一体としてこういった施策を同時並行的に進めていくこととしております。

次の14ページですけれども、農村振興施策ということで、農村の国土環境の保全、水資源の涵養、そういった公益的機能を発揮している農村というのは国民共有の財産である、そういった農村を、都市住民を含む国民全体に公益的機能を提供していくということで、施策を展開することにしております。

具体的な内容としては、そこにありますけれども、先駆的な取り組みと農山漁村の共生・対流の促進、そういった施策を実際にやっているところでございます。

15ページですけれども、農林水産物・食品の輸出促進ということで、最近、ご承知の

とおり、中国とかの経済発展に伴って、いわゆる高価な農産物に対する需要が増えております。こういったものをうまくとらまえて輸出していくことは、今、少し落ち込んでいる地域経済あるいは農村経済の活性化の上でも非常に有意義ですので、ただ、実際に農家の方が輸出するとなると、いろいろ難しい点もございますので、サポート体制をよく整備して目標を定めて農産物の輸出を増やそうしているところでございます。

次の16ページは農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた各般の施策ということで、食料自給率目標、あるいは最近というか、これまでの農地のかい廃等の趨勢を踏まえますと、左側にありますけれども、平成16年、今471万haある農地面積、自然体でいけば26万haが耕作放棄され、農地の転用で14万ha減り、431万haに平成27年時点ではなるだろうと見込まれておりますが、今までご説明しましたような対策をいろいろ実施していく中で、19万ha農地をその中で増加できるだろうということで、最終的には平成27年時点で450万haの農地面積を見込んでいるところでございます。

17ページですけれども、農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消のための具体的施策ということで、担い手への農地の利用集積、新規参入の促進、あるいは基盤整備を行いまして土地条件の改善をする、あるいは農業振興地域制度、農地転用許可制度の適切な運用を図る等さまざまな対策を組み合わせ、耕作放棄地の発生防止・解消を図ることとしております。

具体的には18ページ以降ですけれども、まず担い手の育成・確保につきましては、意欲と能力のある担い手に限定した新たな経営安定対策の19年産からの導入ということで、担い手の育成・確保を加速化する。また、予算・金融・税制、こういったものを担い手に施策を集中化するという一方で、ともすれば、言葉は悪いのですが、ばらまきと言われた施策から意欲と能力のある担い手に施策を集中して、しっかりした農業経営体をつくっていく。そこに農地利用についても集積を図っていくということでございます。

19ページですけれども、農業を営む上で、やはり水田・畑の整備あるいは用水路の整備、適切な更新、こういったものはある程度公的な助成がないと、農家だけではいかんともしがたいところがありますので、これも計画的に推進していくということでございます。実際にやっている事業等につきましては、その写真等でご紹介しているところでございます。

また、20ページでは、こういった基盤整備につきまして、計画的に整備するという観点から、土地改良長期計画というのを平成15年に閣議決定をしまして、「いのち」、「循

環]、「共生」の実現ということで、具体的な政策目標を掲げまして、平成19年度を目標に今取り組んでいるところでございます。

21ページですけれども、中山間地域等直接支払制度というのを実施しておりまして、これは特に農業を営む上で条件の不利な中山間地域におきまして、多面的な機能を確保する観点から交付金を交付しております。平成12年度から始まっておりまして、17年度に一定の見直しを行いまして、積極的な取り組みを促す仕組みに改善した上で、現在も実施しております。内容としては、右の写真にありますように耕作放棄地の復旧あるいは若い農業者の農作業の受託といったような取り組みを推進しているところであります。

次の22ページですけれども、農地・水・環境保全対策、これは農業の持続的発展あるいは多面的機能の健全な発揮を図るためには、その基盤となる農地、農業用水の資源、環境の保全、こういったものが重要でございます。このため、こういった資源と、その上で営まれる営農活動を一体として国民の理解を得つつ、その質を高めながら、将来にわたりその保全をしていくということで、平成18年、今年の農林水産省の省議でこれを決定いたしましたしまして、農地・水・環境保全向上対策を平成19年度より本格導入するというので、現在、概算要求を財務省に対して行い、19年度からそこにありますように営農活動への支援あるいは共同活動への支援、それを農地の面積なり、集落を単位として支払うということで、約300億円ほど予算の要求を今行っているところでございます。

最後23ページは、農業振興地域制度で、ちょっと制度の話になりますけれども、農業振興をすべき地域の指定、それから、その上で、市町村が農業上の利用を図るべき土地として設定した区域の指定、そういったことを行う制度がございます。これはある程度農業のいろいろな基盤整備等を行う上では、長期的に農業を営む土地にそういった事業を実施していくのが適当という観点から、県が定めた地域の中で市町村が農用地区域というものを設定し、ここにいろいろな事業を集中的に実施していくというものでございます。

一方、農用地区域につきましては、除外要件というのが下にありますがけれども、基本的に農地転用は認めないということで、こういった地域では中長期的に安定した農業を営んでいただきたいということで、施策を推進しております。

24ページですけれども、こういった線引き制度とは別に、農地転用許可制度というのがございまして、農地の優良性あるいは周辺の土地利用状況等により、農地を区分いたしまして、できるだけ転用は農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する、あるいは具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないということで、

そこにありますけれども、先ほどご説明した農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可と。その後、また順に、甲種、第1種、第2種、第3種と農地を生産性なり、あるいは置かれている状況によって区分いたしまして、一番下の市街地の農地になると、原則許可ということで緩いわけですけれども、その第3種農地と農用地区域内農地の間のレベルに応じて、許可の基準というものも適切に設定をし、実際の許可運用を行っているところでございます。

農業関係につきましては以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、林野庁さん、お願いいたします。

【農林水産省】 林野庁の藤江でございます。座って説明させていただきます。

資料2-3で説明させていただきます。

1ページをめくっていただきますと、「森林・林業の新たな展開方向」と表題をつけておりますが、去る9月8日、先週ですが、森林・林業基本法に基づいて新たな森林・林業基本計画が閣議決定されたところでございますので、その概要を整理したもので説明させていただきます。

新たな森林・林業基本計画につきましては、林政審議会で議論を重ねまして、都道府県知事をはじめとする有識者からのヒアリングあるいは現地調査、関係者からの意見聴取、パブリックコメントなどの手続を経まして策定に至っております。

今回は、森林・林業をめぐる情勢の変化とこれまでの施策の効果の評価というものを検証いたしまして、これを踏まえて重点的に取り組むべき事項ということを明らかにしている点が特徴でございます。

1ページ目の上に、今後の施策の基本的考え方といたしまして、1つ目として、より長期的視点に立って緑の社会資本である森林づくりを推進するということ、それから、国産材の利用拡大を軸として、林業・木材産業を再生して、国産材の復活を目指すという2点を掲げてございます。

左側の枠、近年の森林・林業をめぐる情勢の大きな変化について書いてございます。

1つ目は、高齢級の人工林、植えてから50年程度のものが急激に増えているというようなことで、利用可能な資源が増える一方で、十分な施業が行われない状況ということで、今後につきましては、資源としての利用を図りつつ広葉樹林化などの多様な森林整備を進めていくための分岐点というふうにとらえております。

2つ目は、地球温暖化防止をはじめとする森林に対するニーズ、こういったものにこたえた森林づくりをしていかなければいけないということでもあります。

3点目は、木材需要、これが大きく構想変化しておりまして、従来の見栄えを重視するものから、品質、性能の明確な製品、こういうものを求めるようになってきておりまして、さらに大量安定的な供給ということが必須になってきております。しかしながら、木材の生産・加工・流通は概して小規模、分散、多段階ということで、こういった需要構造の変化に対応できていないというのが現状でございます。

ただし、加工技術の向上などによりまして、合板ですとか、集成材といったものに国産材の利用が拡大してきておりまして、こういった利用拡大の兆しというものを本格化していくということが重要と考えております。

また、中国への木材輸出とか、消費者の国産材利用への理解の進展といった動きも見られるということもございます。

こうした動きを加速化して林業・木材産業の構造改革を早急に進める必要があるということで、中ほどに政策の再構築ということを書きまして、右側に5点書いてございますが、それぞれについて3ページ以降で説明いたします。

2ページは、新たな森林・林業基本計画における目標ということで書いてございまして、森林の多面的機能の発揮と林産物の供給、利用の目標、これを一体のものとして設定しております。

森林の多面的機能の発揮につきましては、100年先を見通した上で、複層状態の森林、右側の中ほどに育成複層林とございますが、2段、3段に木がなっているようなものを復層林と言っていますが、こういったものを増やしていこうということなのですが、当面は林齢の高い人工林について間伐を進めまして徐々に進めていくというふうにしております。

森林の面積ですが、2,510万ha、国土の3分の2でございますが、この面積は将来にわたって維持する。そして、蓄積、これは木の幹の体積と考えていただければいいと思いますが、これについては増大というものを見込んでおります。

木材の供給及び利用につきましては、こういった森林の整備の方向性、さらに今後の木材の需要の動向を踏まえまして、10年後の木材の供給量というものを現状の35%増しの2,300万立方にするというふうにしまして、さらに用途別の利用量として、その内訳を示してございます。35%増しというのは意欲的なものでございますが、近年、国産材の利用が拡大の兆しにありますので、こういったものを全国展開していくことによって実

現可能であると考えておりますし、また実現していかなければいけないというふうに思っております。

3ページ以降は、時間がございますので、ポイントだけ説明させていただきますが、3ページは森林の整備の関係でございます。右上に人工林の現状と書いてございますが、横軸は齢級と書いてありますが、植えてから1年から5年たったものを1齢級といいます。10齢級というのは、したがって46年から50年という森林でございまして、従来であればこの年齢になれば伐採して利用というのが可能だというふうに考えられてきたものなのですが、これが現在、人工林全体、1,000万haのうちの30%を占めますが、このまま推移した場合は、10年後に6割になるといったような状況でございます。

しかしながら、森林所有者も伐採したいという意向が低下しております。これはほっとけばいいのではないかとというふうに考えられるかもしれませんが、やはりほっときますと、過密化が進みまして森林の健全性が損なわれてしまいます。高齢級になっても間伐というのはある程度はやらなければいけないということでございまして、今後は立地条件に応じまして、広葉樹林化ですとか針広混交林化、あるいはその下にまた杉やヒノキを植えるような形での複層林化、あるいは大径木からなる森林に持っていく長伐期化、あるいは50年ぐらいで切るというやり方もあると思いますが、そういった将来の姿を描いた上で森林の整備を進めていく分岐点というふうに考えてございます。

この場合、木材は非常に価格が下がっておりますので、施業コストの縮減の徹底を図ることが重要だと考えております。このため、左下にございますが、高性能林業機械の導入と、その種類に応じた路網の整備、こういったものを一体のものとして進めていくことが重要と思っております。

それから、森林の整備については、従来から進めてきました抜き切り、間伐に加えまして、高齢級の間伐、あるいは複層林化ということにつきましては、一本一本をばらばらに切るのではなくて、群状ですとか、帯状ですとか、そういった効率的な伐採方法あるいは天然更新を活用しまして、切った後に植えなくても済む広葉樹にしていくといったような技術を体系的に普及していくということが重要かと思っております。

なお、これは樹種に応じて水土保持機能が低い高いというものではなくて、施業コストの縮減を念頭に置いたものでございます。中には、都市近郊などで景観のために広葉樹林化を進めるということもあろうかと思いますが、いずれにしても、立地条件に応じた整備を進めていくということでありまして。

4 ページ目ですが、治山対策ということでございます。民有林、国有林を通じた対策ですとか、砂防事業との連携といった流域保全というような観点、それから、ソフト対策と組み合わせた被害の経験に向けた取り組みの重要性について書いてございます。

それから、5 ページ目、花粉症対策ということで書いてございますが、ちょっと時間の都合上省略します。

6 ページ目でございますが、森林に関する環境教育と企業の森林づくりということで書いてございます。

右上にございますように、森林ボランティアの団体の数が増えてきてございますが、これに加えまして、企業の森林づくりの促進ということを掲げております。社会貢献活動あるいはCSRといったような形で森林づくりを促進することは非常に重要と考えてございまして、面的に全国の森林を整備していくということにはなかなかありませんが、森林に対する国民の理解の醸成といった意味で非常に大きな意味があるというふうに考えてございまして、今後促進していきたいと思っております。

7 ページ目でございますが、林業・木材産業の再生ということですが。

先ほど申し上げたように、右上のグラフにあるとおり、国産材の利用が拡大の兆しにあります。これを本格的なものとしていく転機を迎えているというふうに受けとめております。先ほど申し上げたような需要構造の大きな変化に対応しまして、木材の大量かつ安定的な供給のシステムの構築というものを全国的に展開していく必要があると思っております。特に、森林所有者の不在村化あるいは世代交代等によりまして、林業経営意欲が低下している中にありまして、森林組合などが施業の委託を受けて作業のロットを拡大することによりまして、安定供給を求める需要ニーズに対応するとともに、それから、左下にあるような高性能の林業機械によって生産性を向上する。これによりまして、所有者への利益の還元を図っていくことが重要だと思っております。

森林の多面的機能の発揮のためには、こういった森林の整備を支える林業の持続的な発展は不可欠だと考えてございます。

最後、国有林ですが、森林の面積の3割を占める国有林を管理、経営する国有林野事業につきましても、従来以上に民有林の関係者との連携を図っていくほか、自然環境の保全とか、そういった国有林ならではの使命を果たしていくというふうにしております。

以上、簡単に説明しましたが、国土の3分の2を占める森林につきましても、程度の差こそあれ多面的機能を有しております。その発揮のための整備・保全と、これを支える林

業の発展、これを両輪として進めていくことができるよう効果的な施策展開に努めていく考えでございます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、水産庁からお願いいたします。

【農林水産省】 それでは、水産庁のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。資料2-4をご覧くださいと存じます。

まず1ページ目でございますが、我が国の国民は世界有数の魚の食事が好きな国民でございます。アイルランドに次ぐ年間67キロというようなこともございまして、いろいろな食物を選択的に召し上がっているわけですが、動物たんぱく質の供給量に占める割合としては魚介類が最も高いというような状況になっております。

2ページ目をお開きいただきたいと存じますが、しかしながら、このグラフをご覧くださいと、魚の生産が途中から伸び悩んできたこともございまして、そこから輸入がどんどん増えてくることになりまして、自給率につきましては、現在55%というようなオーダーになっているということでございます。

3ページをご覧くださいと存じますが、しかし、輸入がどんどん増えてくる状況にあるかといいますと、世界の水産物の需要を見ていただきますと、右側の棒グラフをご覧くださいと、30年ごとに人口が1.62倍、2030年には1.35倍というような予測になっているわけですが、この間、水産物の世界的な生産は今1億トン台ということで大幅に伸びたのですけれども、既に世界の漁場の環境等を見ますと、これ以上増える余地はあまりないのではないかと悲観的な見方が多いということでございます。

そして、左のほうをご覧くださいと、我が国の水産物の消費というのは、過去からほぼ一定の水準になっているのですけれども、EU、北米等についても、近年健康志向ということもあり消費が増えている。また、中国が大きな伸びを占めているということで、人口を考えますと、世界の3割以上を既に中国が消費をしている状況で、大幅に消費が伸びているということで、今後、いかに水産物を確保するかということが大きな課題になってくるのではないかと考えております。

4ページをご覧くださいと存じますが、我が国の漁業生産につきましては、昭和50年代ぐらいには遠洋漁業、外国でとっていた漁業が多かったわけですが、これらがどんどん撤退をしまいいりまして少なくなっております。また、水色のところになっている沖

合漁業も、昭和60年代付近にマイワシが大量にとれたわけですが、そういうようなものがなくなったということもあり、減少傾向にあります。沿岸漁業、海面養殖業についてはほぼ横ばい状況になってきたということが言えると思います。

5ページをご覧いただきたいと思いますが、これらの魚をとっている漁業就業者でございますけれども、左側のグラフにございますように減少傾向にございます。特にこの中で顕著でございますのは、65歳以上のウエートが高くなっているということで、40代、25代は少ないウエートになっておりますし、女子についても減っている傾向となっております。

右のほうに新規就業者の推移がございますが、これは近年非常に少ないオーダーではあるのですが、少し増えたり、こういうような状況になっていて、年間1,500人程度の新規就業者があるということでございます。

今度はページをめくっていただきまして漁村についてお話をさせていただきたいと思いますが、我が国を取り巻くいろいろな漁村は約6,000の集落がございまして、海岸線で5.5キロに1つぐらいあるのですけれども、これらは漁業を中心に立地しているということから、地形的に見ますと、非常に半島とか、離島とか、そういう条件が不利なところによく立地している状況にございます。そういう関連もございまして、生活環境施設の整備等については、下水道であるとか、こういったものについてはまだ十分にできていないエリアが多いということでございます。

そして、右のほうのグラフですが、そういう中で魚を中心として、都市の方とのいろいろな交流をすることによって、新たな就業であるとか、また、都市側にもいろいろなメリットを与えられないだろうかということの共生・対流についての認識が高まってきている状況にございます。

7ページでございますが、水産業や漁村がどのような機能を持つかということで、水産業以外にもさまざまな機能があるということございまして、平成16年8月に日本学術会議より答申をいただきましたものを示しておりますが、主に漁業であるとか、漁業者のいろいろな営みを通じて、おもに環境の面で大きな貢献をしているというのがございまして、また、国境監視の機能であるとか、防災の機能、あるいは漁村へ都市の人に訪問していただくことによって保養であるとか、交流・教育の機能といったものがあるのではないかとこのように考えられておるところでございます。

またページをおめくりいただきたいと存じますが、水産業・漁村に関する施策でござい

ますけれども、現在は平成13年度に制定されました基本法のもと、14年から18年まで水産基本計画をつくって水産業の施策をやらせていただいております。この中で、先ほどの自給率を上げていくということ、また、そのためにいろいろな施策をやっていきたいということで行われているわけですが、ちょうど来年度から新しいものをつくりたいということで、今見直しの検討を行っております。

その中で、9ページのほうになりますが、国際情勢の変化、水産物は国内だけではなくて国際商品であるということから、外国等の影響が非常に大きいということ、それから、資源の状況の悪化がございますので、これらの中でいかに水産物を供給していくのかということ、それから、漁業者の高齢化などもございますように生産構造の弱体化、脆弱化とのがございます。また、近年燃油の上昇が非常に問題になっておりまして、漁業というのはおそらく産業の中でも燃油の支出に占める割合がかなり高い産業でございまして、どのようにこれらを切り抜けていくかということなどから、新しい見直しをしていきたいということで、右のようなさまざまな方向で、今後新しく見直しをしていきたいということをやっている次第であります。

10ページをお開きいただきたいと存じますが、そのような漁村をさらに維持・振興していくためにどのような施策をやっていくかということですが、まずハードのほうからご説明させていただきたいと思いますが、まず魚の資源をいかに確保していくかということで、例えば沖合域に生産力を高めるためのいろいろな、ここに例示をしておりますのは、沖合域に人工海底山脈をつくってプランクトンを発生させ、魚を増やすというような施策でございしますが、また、右のほうの写真にございますように、地球温暖化等もあり、我が国の周辺の海草がたくさん生えていたところが、今どんどんなくなっているという状況にあって、これらが漁業の低下にも悪影響があるのではないかと考えておりますが、これらをいかに改善していくのかということにも取り組んでいきたいと思っております。

また、下のほうでございすけれども、水産物に対する衛生の観念というのが変わってまいりました。また、外国との競争にもさらされているということで、いかに衛生管理をきちっとしてコストをかけずに水産物を供給していくかということのために、市場の重点化であるとか強化というようなことをやっていきたいと思っておりますし、また、施設の老朽化が今後いろいろ考えられると思うのですけれども、成熟化社会の中、コストをかけずにこれらのストックをいかにうまく活かしていくかということのために、いろいろな検討をしていきたいというふうに考えております。

ページをおめくりいただきたいのですが、漁村地域の振興といたしましては、漁村は津波、地震等の被害をダイレクトに受ける地域にあるところでもございますので、まずは安全というのをどういうふうに確保していくか。都会から来ていただくためにも、さらに安全性についてはもっとやる必要があるとも考えておりますが、そのためにもいろいろな防災施策をやっていききたいと考えております。また、都会との生活環境の格差解消についてもやっていかなければいけないと考えているところでございます。

それから、13ページのほうでは、下に絵がありますが、漁業者が今漁業をやっているわけですが、ほかのいろいろな主体による漁業の連携というものもあるのではないかとというようなことも考えて、写真を載せさせていただいております。

ちょっと走って申しわけございませんが、14ページでございますけれども、漁業地域の中の大きな割合を占める離島についても、いろいろなハンディキャップがございますので、これらを支援していくために、離島漁業再生支援交付金という制度を立ち上げました。離島でいろいろなグループが漁業の再生に対して取り組むときに、それらに対する交付金を出しまして、離島の持つ多面的ないろいろな機能を発揮していただきたいというようなことで、そういう制度も取り組んでいるということでございます。

また、最後の15ページになりますが、新規就業者の確保ということで、65歳代のウエートが非常に多いということでございますが、これは戦後に大量に漁業地域に人が入って行って漁業を行っている世代がいるということもあるのですが、今後これらがどんどんリタイアされていくということもあり、そういう中でいかに漁業を維持していくかということのためにも新規参入者を確保していくことが重要だということで、少し長期的な漁業の現場での実践研修といったような制度であるとか、Iターン、Uターンの人たち、あるいは再チャレンジというような人たちも、いかに漁業のところに受け入れていくかということのための事業についても実施し始めているということをごに書かせていただいております。

水産庁の説明は以上でございます。

【委員長】 説明をありがとうございました。

若干説明の時間が延びましたが、質疑の時間は30分とりたいと思いますので、12時10分までやらせていただきたいと思います。

それでは、順番に関係なくご質問を受けたいと思います。

【委員】 今回の施策の中で育成単層林を育成複層林へ誘導していくという林野庁さん

の資料の2枚目です。これはこの方向でやっていかれるということは非常にいいことだと思うのですが、その際に林地生産性の低い森林や皆伐を避けるべき森林というふうなことがありますけれども、ここら辺の仕分けの中で、例えば多面的機能の議論だとか、生物多様性の議論だとかが入ってくると思うのですけれども、国土利用計画との関係で言うと、その辺の空間的な配置がどうなるかということに非常に関心があるのですけれども、その辺について、これがどういうふうに空間的に展開されるかというときの評価指標みたいなものと、それからそれをどういう空間に落としていくかというあたりのことについて、少し説明をお願いできればと思います。

【農林水産省】 将来の望ましい森林の姿につきましては、重視すべき機能に応じて、あるいはその立地条件に応じて決めていくという考え方でございます。個々の森林につきましては、それぞれ水源涵養機能ですとか、山地災害防止機能、あるいは保健・文化機能といったような5つの機能ごとにポテンシャルを評価しております。そのポテンシャルに基づきまして、ここは水土の保全を重視しましょう、あるいは生物多様性の保全を含む人との共生を目指しましょう、あるいは木材の生産というものを重視しましょうといったようなことで、それぞれ重視すべき機能というのを個々の森林ごとに張りつけております。これは民有林については市町村、国有林については森林管理局がいわばゾーニングというような形でまずやっております。その中で、この森林は針広混交林にもっていきこう、あるいは下に杉を植えて複層林に持っていきこうといったようなことを計画の中で明らかにしていきますが、その点は地域の住民からの意見も聞きながらやっていくということにしておりまして、国で一律にすべてこうすべきというではなくて、地域、地域の実態に応じて決めていただくようにしております。

【委員】 そういうときに、例えば生態系ネットワークみたいことも考慮に入れて、そのつながりを考えると、そういうことまで入っているのでしょうか。

【農林水産省】 特に国有林の場合は、保護林ですとか、緑の回廊といったような形で重要な生態系あるいは重要な植物群落などにつきましてはゾーニングをいたしまして、例えば自然の推移にゆだねる管理、あるいはモニタリングをしっかりとやっていくといったようなことで対応しております。

【委員】 2つ質問がありまして、まず食料・農業・農村にかかわる政策に関して、もう一つは水産業に関してなんですけれども、まず最初の水と緑のエコロジカルネットワークの形成に関して、欧米ではWTOのグリーンボックスの政策をととても重視するようにな

ってしまして、1980年代の後半ぐらいから欧米ではそれぞれの国で多様な政策を次々に強化してきていると思います。そして、グリーンボックスの政策というのは、環境への直接支払いなど農地の環境保全がなされれば、農家に所得保障するというようなタイプの政策なのですが、農家の所得に占めるそれらの割合というのも3分の1から2分の1ぐらいになっていたり、環境保全上の効果としても、河川の水質に寄与するなど、おそらく目に見えるいろいろな成果も上がってきていると思うのですが、日本では昨年末に決まった政策などを見ても、むしろ担い手の生産に補填するという農家支援のあり方になっていて、寄与する部分、一部新しい資源保全の政策ということで出していますけれども、それはどちらかといえば、マイナーなもののように思われるのですが、ほかの先進国がとっているそういうグリーンボックスを活用して農家を支援しながら環境を守るという方向性ではない方向性をむしろ志向していることは、日本の何か特殊な事情を考えてそうなのかどうか、ちょっとそのあたりが国際的な潮流を考えますと、十分に私が理解できない点もありますので、そのあたりを説明していただきたいのが最初の質問です。

もう一つは漁業関連なのですが、漁業資源の崩壊というのは、グローバルな意味でもサステナビリティに関して最も深刻な問題として今認識されていると思うのですが、それで、その対策に関しては単に魚種別の対策だけではなくて、海洋の生態系保全などを強めるという方向というのが出てきているように思われるんですけども、日本の沿岸漁業の再生に関して、沿岸生態系の再生を科学的な根拠とか科学的な評価に基づいて進めるような政策はどこかで考えられているのでしょうかというのが2つ目の質問です。

【委員長】 それでは1つ目の質問からお願いいたします。

【農林水産省】 今のご質問にお答えする前に、ちょっと全般的なことを申し上げますと、今はまさに委員がおっしゃられましたグリーンボックスという議論の前提として、国際的にはWTOで農業に関する補助金というのは一定の規律がございます。特に農産物の過剰とか、あるいは貿易を歪曲するといったような補助金については一定の規律がありまして、これはやっちゃいけない、あるいは減らしていくという規律があるわけでございます。一方、グリーンボックスにつきましては、これは各国の判断でそういった補助金をやってもいいですというふうにならなっておりまして、そういうことから各国でそういった施策が今とられつつあるということだと思います。

ただ、それは決して農業の生産に絡んだ補助金が全くされていないかというと、具体的な細かい数字は持っていませんけれども、それなりにアメリカにしろ、EUにしろ、実

際にはやっております、農林省のやっている農業施策というの、そういった国際的なルールとの整合性というのは、当然のことながら留意しながらやっているところでございます。

委員のご指摘は、おそらく担い手に対する対策よりも、もう少し私どものほうでも農地、水環境に着目した施策をこれからやろうとしていますけれども、それにウエートをかけるべきと。

【委員】 農家の支援ということだけではなくて、環境保全上の効果というのと両方発揮させるような政策というのが欧米では発展されていて、所得保障だけではない面も効果を発揮していると思われるのですけれども、そういうようなことも考慮した上で政策が決められているのかということもお聞きしたいと思いますし、総合的な観点からどういう政策が望ましいかという判断のもとにこういうものが提案されているのかどうかをお聞きしたかったんですが。

【農林水産省】 やはり先ほど申し上げましたように、我が国の自給率が低いということ、それから、農業の構造、特に耕地利用型において生産規模の拡大が進まず、国際競争力も弱い、そういう中でWTOとかEPAとか、国際化の流れもあるという中で、農業の担い手、経営体の育成・強化を図るといふ部分が一つ大きな柱だろうと。

その上で、あと農地、水環境保全といった施策というものも当然車の両輪としてやっていくのですけれども、そこをどちらをどういうふうにウエートをかけるかというのは、そういった日本の農業の構造、あるいは国際的な情勢を見ながら決めているところでございます。

【委員長】 それでは、2番目の質問についてお願いします。

【農林水産省】 水産庁からお答えさせていただきます。

水産資源の崩壊という委員のお話もございましたように、非常に資源は厳しい状況になっておりますが、そういう中でも持続的に水産業を維持していくために、私どもは魚を取るのをやめるというだけではなくて、もちろんその中ではその場の環境がどういう状況になっているのか。磯焼けという海草の消失が沿岸域で広がっているということで、一生懸命私どもは対応方法の研究をしているわけですが、我々がやる上では、どうしても水産資源をどのように維持・増大させていくかという観点から環境を見てしまうことになってしまうわけですが、魚をどう取らないかだけではなくて、あるいは魚の種苗、子供であるとか卵、こういうのがどういう状況にあるかとか、その量が足りるか、足りないか、

それからその漁場の環境がどういうふうになっているかということをそれぞれ組み合わせ、持続的な漁業を維持していくためにやっていかなければならないというふうに考えております。

また、漁場だけの問題ではなくて、例えば陸からのインパクトだとか、いろいろなものが影響して、海の環境を語らなければいけないというときは、その関係するいろいろな省庁と連携しながら問題をとらえるというようなことを考えている次第であります。

【委員】 一番初めのご説明で2点質問があります。

1点目は、中山間地等の直接支払制度に直接関係あるのかどうか分からないのですが、今後を考えると、集落で80歳以下の方が40人未満になって、その集落自体として維持できないというふうなことから始まって、その後、集落の統廃合みたいなことが今後起こり得るかと思うのですが、今一番疑問なのは廃村にしていくときに、そこに残っている住宅ですとか、インフラですとか、そういったものは放置しておいていいのかどうなのかが気になっておりまして、例えばそれを撤去するとなると、農家の家ですから大きいですから、一棟当たり200万とか、そのぐらいしますし、もう一点、そこから離れたとしても、その地域の思い出というか、神社が残ったり、それからお墓が残ったりしますから、そういった集落撤退後の再整備みたいなことは今後考えていかないといけないのですが、これは直接支払いでは金額的に全然足りないと思うのですが、そういった政策が一つ考えられているのかが1点です。

2点目が土地利用に関することで、その次の23ページの農振地域というか、転用許可の関係なのですが、アーバンフリンジと呼ばれるような中小都市の外縁のところ、新しい道ができて、そこ沿いに農地転用でドライブインができたり何なりしているということで、それがまた逆に、今景気が悪くなって、そこが未利用地というか、資財置き場に使われたりというふうなことが発生してきているのです。もともと都市計画のエリアと農水省の本当に狭間に落ち込んだようなところだと思うのですが、そういう問題が発生しているので、すけれども、そういったことが発生しないように、農地転用ですとか、もしくはもともと農地だったので、そこをもう一回農地に戻せるのかどうか分かりませんが、そういったアーバンフリンジの土地利用みたいなところは非常に農業政策と関連しているんですが、そういった未利用地ができないように何かお考えなのか、この2点についてお伺いしたいのですが。

【農林水産省】 中山間の直接支払いについては、事業担当課が今日は来てないので

が、(放置された施設の撤去は) 直払いではできないということです。

それから、今のアーバンフリンジの話ですけれども、私どもの農地転用の許可に当たっては、例えば農地法あるいは農振法の私どもの制度以外に、国土交通省さんの法令なり、あるいは業を営むに当たって他法令、例えば産廃とか、ほかの法令の認可が要る場合は、それがちゃんと取れるのかということを確認したり、あるいは事業の計画なり、例えばファイナンス、これがきちんとされるのかということを確認した上で許可を出しますが、許可を出した後、経営が悪くて、行き詰まって、そこが未利用地になってしまったというようなものについては、なかなか農林省として施策的に追い切れない部分がございます。と、とにかくその許可をする時点で、きちんと利用してもらえるのかどうかという、そのチェックだけはきちりやるということで対応している状況でございます。

【委員長】 おそらく今回の国土形成計画は、人口減少というのを大きな節目で考えておりまして、人口減少がもたらす影響は、例えば過疎地における廃村問題、あるいは都市地における市街地の縮小の問題を含んでいるのですね。そのときに今までの省庁のツールとして、市街地あるいは村をたたんでいくツールを持ってないと思うのです。その辺が大きな課題だと私は思っておりまして、ぜひその辺の認識を農水省さんもお持ちいただければと思います。

他にいかがですか。

【委員】 林野庁にお伺いします。3点ございまして、1ページと2ページに集中して伺いたいのですが、1つは、1ページの右の上のほうに「100年先を見通し森林づくり」と書いてございまして、私自身が木の伐期を次第に延ばして行って、今、大体70年から100年ぐらいの伐期で維持している経営なのですが、生物多様性から見ましても、自分自身ではうまくいっていると考えておりまして、各種海外の自然保護団体も含めて見学に来られて、人工林の多様性としては極めて高いという評価を得ているのですけれども、そういう意味では、100年先の森林を見越して、多様な森林をつくっていくという形は非常に結構な話だと思います。もし伐期が延びていく過程の中で、さまざまな国民の関与があると思うのです。伐期を延ばしていくといっても、実際には、今、林業経営というのは国の補助金をいただいても内部利益率はマイナスになってしまっているわけです。つまり、単純な補助金政策だけでは、管理の意欲が出てこないという状態が続いていると思うのです。

そういう意味では、伐期を延ばしていく過程の中でさまざまな社会的な制度を充実して

いくこと自体も、国民参加の経営の一つの手法になっていくと思うのです。税制もあるでしょうし、補助金の集中化というふうなこともあるでしょうし、そういう点を含めてお話をいただきたいのが1つ。

それから、上から4つ目に「国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生」というところがあるのですが、その真ん中ほどに、意欲ある事業者への施業の集約化という話がございます、後のほうにも森林組合等に対する集約化という話があるんですが、この方針というのは、ほんとうに日本の森林政策の中で長くとられてきて、なかなか成功してないのですね。

私自身は実は森林組合の組合長をずっとやっていたのですが、そういう過程の中で森林所有者と森林組合の関係の中で、もし集約をしていくんだとしたら、ほんとうに集約が確実なものになるような、例えば契約をしっかりとさせるとか、そういう手法を使っているかないと、なかなか組合員だから森林組合の言った施業のとおりやりますというものではないのだろうというふうに思います。

また、森林組合だけではなかなか合理化の競争が起きてこないということもあって、ここにある意欲ある事業者というふうなことからすると、比較的地域の中には規模の大きな林業経営体だとか、あるいは全国規模の大きな森林会社というものがあるわけですが、そういうものを森林管理の集約化の一つの核にしていくというふうな考え方はとれないのかというのが2つ目の質問です。

最後に、2ページの左側でございます多面的機能の発揮の目標値をちょっと見ていると、現況の平成17年から37年まで森林の蓄積が約10万立方ぐらい大きくなるわけですね。それを20年間で割りますと、年間に5,000万立方ぐらいずつ蓄積が増していくというふうに考えますと、今度は右側の国産材が供給されていく数字が平均して2,000万立方ぐらいだと、その間に3,000万立方ぐらい毎年数字がどこかに消えていくわけですね。それは、例えば除伐、つまり切り捨てだとか、あるいは山で腐っていくとか、そういう数字で見るとは少し大き過ぎるような気がするのです。ましてや、全体的に先ほどのお話ですと、なるべく伐採しないで、広葉樹林化を図るとか、複層林化を図るといいますと、森林全体の蓄積の増加と木材利用量の差は、どのように考えているかが3つ目の質問です。

以上です。

【委員長】 簡潔にお願いします。

【農林水産省】 1 ページ目でございますが、これはなかなか難しい問題ですが、基本的にはやはり木材を利用していただくことが一番大切かと思っています。補助金があってもやはり自己負担というのがございますから、この自己負担の部分を木材の販売収入で賄うことができるようにしなければいけないということで、そのために林業・木材産業の一体的な再構築をやっていくということでございます。

2 点目ですが、これは長期の施業の受委託、あるいは経営の受委託といったものを中心にしっかりやっていかなければいけないと思っております、その主体は、森林組合はもとより、森林組合以外の事業体、経営体ということも重要な役割を果たす、この辺は地域の実情に応じて変わっていくと思っております。

最後ですが、今回の数値目標につきましては、皆伐をできるだけ回避して、その分、しっかり手を入れていかなければいけない。高齢級のものも間伐はしなければいけないということで、間伐をしっかり見込むということでございますが、材積的に見ると、成長量よりも間伐の材積が少ないといったことの合成として、実際の蓄積が増えていくという計算になっています。間伐については、その伐期の長期化を図る分、道から遠くて手が入らないというものは別にして、ほぼ満度にやるという計算でこういう数字になっております。

以上です。

【委員】 2 点お伺いしたいと思います。

第 1 点は、農林水産省の農外からの新規参入促進ということについて、新規参入促進を実際にはどのような部門からの新規参入を計算に入れているのか。それは、最近では建設業等がいろいろ言われておりますけれども、業種からいって建設業とか、あるいは食品生産業とか、こういったようなところが中心に考えられているのか、そのほか一般企業からも参入するよという導いていくつもりなのかということが第 1 点であります。

それから、林野庁さんなのですけれども、農業の建設業からの参入とか、それから水産業にもここに写真がありますけれども、建設業からの参入を促進するとか、こういうようなことが行われておりますけれども、林業が実は建設業からの参入ということについて一番行われやすく、現実的なコースができやすいことではないかというふうに思うんですけれども、林業において、建設業からの参入、他産業からの参入を促進するというような政策はとられるのかどうか。

さらに 2 点目なのですけれども、林業の再生を図る上で、林業の生産体制を合理化する、構造改善するというのも大事なことに違いないと思えますし、そのことについては、

ここで十分触れられていると思うのですけれども、実は流通段階の合理化、構造改善のほうはるかに重要なのではないかなと思うのですけれども、その点についてご見解をちょっとお伺いしたい。

【農業水産省】 農業への新規参入についてお答えいたします。農業への新規参入につきましては、特に農林省としてこれを重点的にということはございませんで、いわゆるサラリーマンの方がUターン、Iターンで、いわゆる家族経営として農村に入られる場合もございますし、最近、構造特区から始まりまして全国展開になりましたけれども、農外の企業がいわゆるリース方式で農業生産法人ではないのですけれども、農地を借りて農業に入るといったものもできるだけ推進していく方向でございます。

ただ、結果といたしまして、例えば食品産業の場合には、そこで実際につくった農産物を自分の工場で加工する、あるいは自分のお店で販売するといった販路が既に確保されておりますので、そういった意味でより参入しやすい、あるいは建設業ですと、いわゆる重機といいますか、建設機械を扱っていた方がいらっしゃいますので、耕運機とかトラクターとか、そういった農作業をする際にも非常にやりやすいということで、結果的に建設業、食品産業の農業への参入が多くなっているということではございますけれども、それ以外の企業の参入も別に排除するということではございませんで、一般に農業に関心を持って一定の採算性なり計画性を持って入っていただけるのであれば、我々はそういったものを支援していくつもりでございます。

林業関係でございますが、林業の関係では、業種によって新規参入の壁は全くございません。実際にいわゆる委託を受けて森林施業を行う事業体の相当程度は建設業との兼業になっております。ただ、実際新規参入というのはなかなかございまして、やはり儲かる形というのをつくっていかないと、なかなか新規参入はなされないということで、まず儲かるような形にしていきたいというふうに考えています。

それから、流通段階の合理化、これはまさにおっしゃるとおりでございますで、多段階で非効率というようなことで、山で木を切りまして、その丸太が市場でせり落とされて、また製材工場に行って、そこからさらにといったような多段階を踏むのではなくて、山で木を切ったら、直接製材工場あるいは合板工場に持っていくといったようなことも含めて流通の合理化を図っていきたいというふうに考えております。

【委員長】 時間がございますので、もう一方だけご質問を。

【委員】 林野庁の方と水産庁の方に一つずつお願いしたいのですが、持続可能という

キーワードの中で、林野庁の方は土砂流出による災害というのは非常に深刻な災害なので、これは防がなければいけないわけですが、一方で、土砂を河川や海岸に供給するということも、国土の持続可能性という視点の中では大事なことで、今日は特にご説明にはならなかったのだと思いますが、どのようなことをやっているかということの中で、特に林野庁だけでできることには限りがあると思うので、国土全体としてどのような方向で考えていかなくてはいけないと思っているのか、あるいは考えていきたいと思っているのかについてお教えいただけたらと思います。

水産庁の方には、栄養塩という意味で物質循環の話がありましたけれども、これも同じような意味で、水産庁の方はおそらく物質循環で言うと最下流側であるところで、これだけでは解決できないという問題があると思いますので、全体としてどのような方向に取り組みを進めていかなければいけないのか、その辺について、現状でもいいですし、あり方でもいいですし、教えていただけたらと思います。

【委員長】 では、お願いいたします。

【農林水産省】 農業行政は持続可能性ということが古くから基本でございまして、やっているわけでございます。土砂の流出につきましては、自然の現象として土砂というのは流れていきます。これを全部とめるのは不可能でございまして、私どもがやっておりますのは、土砂の流出によりまして、人家あるいは施設が被害を受けるといったようなところに重点を置いて、土砂が流れないように森林の整備を図り、あるいは溪流に施設を入れて土砂の流出を抑制するといったようなことをしております。

栄養塩のお話でございしますが、私どもは漁業に対してダイレクトに栄養塩の影響というのが出てまいります。例えばノリが全然できなくなってしまうとか、あるいは過剰な栄養塩によって赤潮が発生したり、いろいろな状況がございしますが、その対処方針としては、そのたびごとにいろいろ施策をとっているということになってしまうのですが、それとは別に、全体的に我が国で沿岸に対する栄養塩をどのようにコントロールするかということの一つの方策として、例えば、今、林野とさらに大規模な広葉樹林化だとか、林業をもっと健全にしてもらおうというようなことを、水産の立場から見てどのようなところでやっていただくかというようなことだとか、いろいろ取り組みを広めていきたいと考えております。

【委員長】 予定の時間がまいりました。予定より10分延長させていただきましたが、これで終わらせていただきたいと思います。

また、先ほどと同じようにもし追加のご質問その他がございましたら、事務局にお願いいたします。

それでは、農林水産省、林野庁、水産庁の皆さん、ありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

次は1時半からでございますので、またよろしく申し上げます。

(休 憩)

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、午後の部を開始いたします。

午後の部も午前の部に引き続きまして、関係省ヒアリングでございます。以下の議事につきまして、委員長、よろしくお願いいいたします。

【委員長】 それでは、午前の部に引き続きまして午後の部を始めさせていただきます。

午後の部は、国土交通省及び環境省に対するヒアリングでございます。よろしくお願いいいたします。

まず前半といたしまして、国土交通省でございます。総合政策局政策課の佐竹政策調査官よりご説明をいただきます。よろしくお願いいいたします。

【国土交通省】 国土交通省総合政策局政策課の佐竹と申します。どうぞよろしくお願いい申し上げます。座りまして、ご説明をさせていただきます。

私ども国土交通省は非常に広い行政範囲でございますが、本日は国土利用に特に重要な関わりを有します社会資本などのインフラ整備、それから交通関係あるいは都市再生、住宅、景観、水資源といったような分野、こういった面での国土交通行政の現状、課題と取り組んでいる施策の状況をご説明させていただきたいと思っております。

その大半を占めます国土利用にかかわる現状認識、課題及び施策の部分を、私どもの施策はいろいろな切り口がありますが、本日の資料は、大きく安全、活力、暮らし・環境という面に分けまして、それぞれ現状認識と施策を整理するという形でつくっております。さらに、最後に、その他重要な事項を幾つかご説明させていただきます。

資料3をお開きいただきたいと思います。

まず、国土利用全般についての基本的な考え方で、これは私ども国土計画あるいは国土利用計画などの総合的かつ基本的な政策を推進していく、その際に、厳しい国土条件のもとにございます安全、活力、暮らし・環境を支えるための社会資本あるいは住宅などに関する施策を進めていく、その際、国土の有効・高度利用などの課題に対応するために、土地利用の規制・誘導の推進を図っていく、こういう基本的考えがございます。

3 ページ以降、国土利用に係る現状認識、課題などで、以下、安全、活力、暮らし・環境の順に分けてご説明申し上げます。

まず4 ページで、安全・安心に関する基本的な総論でございますが、我が国は非常に自然災害に対して脆弱な国土構造となっております。今後の取り組みとして、これはハード対策のみでは困難であります。ハード・ソフト一体となった総合的な減災対策を進める、その際、施設の耐震化、津波対策、密集市街地対策などを進めていくという考え方でございます。

5 ページから、豪雨の関係での整理をいたしておりますが、我が国は豪雨災害が非常に発生しやすい状況になってございます。右上の図は洪水氾濫区域、つまり洪水時の河川水位よりも低い地域が国土の1割あることを示したもののなのですが、そこに人口の半分、資産の4分の3が集中しております。それから、気候変動による豪雨災害の増大も起こっております、右下のグラフは、1時間に50ミリ以上の降水の発生回数が年を追って増えている傾向にあることを示したものでございます。

さらに、災害に係る社会状況ということで、少子高齢化とか、あるいは旧来型のコミュニティの衰退といったような問題が生じているというものです。

6 ページは、氾濫区域にどれくらい資産が集中しているか、それによりまして被害がどうなっているかを示しています。治水が一貫して行われてきました結果、浸水面積は減少いたしておるのですが、氾濫区域への資産の集中によりまして、被害額というのは、赤の折れ線グラフなのですが、長いトレンドで見て横ばい、それほど減っていないということになってございます。

7 ページは、ゼロメートル地帯でございまして、昨年ハリケーン・カトリーナがニューオーリンズでございました。ニューオーリンズも市の区域の7割がゼロメートル地帯だったというふうに聞いてございますが、我が国にもこのゼロメートル地帯が、現状といたしまして、東京湾、伊勢湾、大阪湾、この三大湾だけで面積577平方キロメートル、そこに404万人の人口が詰まっております。もちろんこの三大湾以外にもゼロメートル地帯はございます。

8 ページをご覧くださいますと、今度は豪雪でございまして。これまで豪雪地帯特別措置法などによる対策を進めてまいりましたが、右にありますのは、薄い青が豪雪地帯、濃い青が特別豪雪地帯というのを示しております。人口で見ますと、豪雪地帯に約2,000万人、それから特別豪雪地帯に約350万人でありまして、我が国の特徴は人口、人が住ん

でいるところで非常に雪の多い、世界的な豪雪地帯というふうに言えることだと考えております。

それから9ページには、平成18年豪雪の被害の状況を紹介していますが、特徴といたしまして、高齢者が死者の3分の2を占めたということがございます。あわせて、もう一つ大きな典型的な問題は集落の孤立が発生したということです。新潟県の津南町近辺の状況が書いてございますが、雪崩などのおそれなどによります通行止め、これによる道路の寸断で救出・救助・復旧活動に支障を生じたということがございます。

それから、10ページでございます。これもちょうど1年前でございますが、首都圏豪雨、神田川近辺での集中豪雨に伴う被害がございまして、このときは1時間に100ミリを超える雨、つまり東海豪雨あるいは長崎豪雨のときの長崎市内の雨量に匹敵するような雨がございまして、結局3,700戸の浸水被害が発生いたしました。

左に小さいグラフがございます。神田川の当面の整備目標は、1時間50ミリ雨量対応となっておりまして、それをはるかに超える100ミリという雨自体は想定されるものなのですが、対策が追いついていないという状況であります。もちろんそのために地下調節池の1期事業、2期事業を左下でご紹介のように進めていますが、首都圏豪雨の際は供用前のものもフル稼働いたしまして、それによる浸水を免れた区域は約30haと推定されておりますが、ただ、被害を完全に防ぐことは不可能であったというものでございます。

その上で、今後の取り組みとして11ページからございますが、まず総合的な都市浸水対策の推進ということで、これは都市型水害、その中でいわゆる内水氾濫対策が多くなっております。そのために総合的な都市浸水対策ということで、ハード面の整備とあわせて、内水ハザードマップの整備でありますとか、そういったソフト面の施策も組み合わせることで対策を講じていく必要があるという考えでございます。

12ページ、これも新しい方向性といたしまして、土地利用一体型の治水対策をご紹介いたしております。従来の下流から連続した堤防整備、これでは非常に時間を要するというので、人命や生活への被害を緊急的に軽減する輪中堤などの整備を実施する、あるいは浸水拡大を防止する施設の整備を行って守るべき施設を守る、こういう発想の施策を進めつつあるところでございます。

13ページ、これはソフト対策の中のハザードマップの配備状況で、ここは一つの例を示しておりますが、こういったものを周知することによりまして、あらかじめ災害危険度、あるいは避難方向などが一般の方におわかりいただけるというものでございます。

その整備状況が14ページにございます。洪水ハザードマップで全体の24%、津波ハザードマップで55%ということで、ここはまだ道半ばという状況にございます。

15ページ、これは土砂関係でございまして、最近の台風豪雨などでも土砂災害による死者などが非常に多くなっております。これは土砂災害警戒区域などの指定によりまして、行為制限なども含めたソフト対策を推進していこうというもので、土砂災害防止法に基づく措置でございます。

16ページ、豪雪対策といたしましては、消融雪施設による歩道融雪あるいは下水再生水の利用、あるいは雪崩防止施設の整備、こういった面での対策を進めているところでございます。

17ページから地震でございます。日本は世界有数の地震国でありまして、右下にございますように、マグニチュード6以上の地震の発生回数は世界の2割を占めるという状況になってございます。

18ページに、大きな問題である住宅・建築物の耐震化の遅れを書いておりますが、今、住宅あるいは多数の者が利用する建築物の4分の1は耐震性が不十分であると言われております。阪神・淡路大震災の際も、死者の約9割は住宅の倒壊によるものであります。これについて早急に対策を進めていく必要がございます。

さらに、19ページに防災上危険な密集市街地、これは三大都市圏をはじめ各地にございますが、特に重点密集市街地として、左下にあるように、8,000haが指定されております。これらについては今後10年間で最低限の安全性確保を図るということにしているのですが、その進捗状況は3割弱ということになっておりまして、これもまだ緒についたばかりという状況でございます。

20ページからそのための対策でございまして、まず住宅建築物の耐震化であります。10年で耐震化率9割の水準を目指して、そのために耐震改修促進法の改正なども昨年行っております。補助金、交付金あるいは税制などによる支援を進めていくというものでございます。

21ページ、密集市街地対策でございまして、右側で示していますのは、密集市街地について、その不燃領域、すなわち空地、道路などで40%以上の面積まで持っていけば最低限の安全性が確保されるというものです。この達成度が先ほど申し上げました3割弱というのですが、このために、左側にございますように街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを連携して、道路あるいは建築物を一体的に整備していくという対策

を進めているところでございます。

さらに、22ページは広域避難地、防災拠点でございまして、左側は広域避難地、これもいまだ全国の人口集中地区で半分以上がまだ避難困難という状況になってございます。右側の防災拠点は、救援物資などの輸送の拠点になるようなところでございます。この整備を今進めているところでございます。

23ページは社会資本の耐震化ということでして、例えば左側の緊急輸送道路がございまして。現在のところ、一般道路で54%が対策済みになっているのですが、これについて早急に3カ年のプログラムで重点的に耐震化を進めているところでございます。下水道につきましても、施設、ポンプ等の耐震化を進めてまいります。岸壁につきましても、5年のプログラムで進めているところでございます。

次に24ページ、津波の対策でございまして。これはやはりハード、ソフトの対策ということでございまして、ハード面の施設整備とあわせまして、ハザードマップの作成、情報提供といったような施策で総合的な対策を進めていくというものでございます。

次の26ページから活力という切り口でございまして、現在、欧米、アジアともに非常に力を入れて国家戦略として国際競争力強化に取り組んでおります。我が国も遅れをとってはならない状況にございます。そのために、社会資本が、生活あるいは経済の基盤としての機能を発揮できるように連携した整備が必要というのが基本認識でございます。

26ページ、まず都市部の交通渋滞でありまして、渋滞による損失額は全国で年間約12兆円と試算いたしております。例えば旅行速度が、諸外国と比べても非常に遅くなっております。こういったことは経済的にも、あるいは環境面でも悪い影響を与えるというものでございます。

27ページは、アジア諸国の中での我が国の港湾の状況でございまして、左側のグラフは、白い、小さな円の中が1980年段階、外側の大きな円が2005年段階のコンテナの取扱量を示したのですが、この25年の間に、例えば神戸でありますとか、横浜でありますとか、我が国の港湾の相対的な地位が低下しているということがおわかりいただけると思います。この原因として東アジアの各諸国が、非常に力を入れて、国家的戦略としての取り組みをしているという状況がうかがえます。

28ページは、今度は空港でございまして、このグラフは棒が3つ立っていますが、左側が人口、真ん中が旅客数、右側が発着回数ということで、日本の三大都市圏の滑走路の本数と、右側の欧米主要都市の滑走路なり、旅客数の関係なりをお比べいただきたいので

すが、我が国は相対的に人口、旅客数が多いにもかかわらず、滑走路本数が少ない状況にあるというものでございます。

29ページは、三大都市圏の鉄道の状況でして、一例として混雑度という指標でご紹介しておりますが、目標としましては、混雑率は150%、東京は当面180%になっているのですが、現状につきましては、こちらにあるような状況でございます。

30ページは、主要な社会資本を地図に落としてみました現在の状況でございます、こういった社会資本を連携して進めていくことが必要であるという意味合いの地図でございます。

今後の対策、進めていくべき施策として31ページからございますが、まずここでは首都圏の環状道路をご紹介いたしております。欧米諸国に比べまして、供用延長、整備率ともいまだ低水準ということで、首都圏では521キロメートルの計画に対しまして、供用が180キロメートル、整備率が35%ということで、今後、早急に進めていく必要があるというものでございます。

32ページは、港湾・空港と道路の連携についてでございます、拠点的な空港、港湾の道路へのアクセス率、これはインターチェンジから10分以内に到達できるものでございますが、左側でございますように、欧米と比べまして、日本の場合、空港で80%、港湾で60%とアクセス度はいまだ悪いという状況になってございます。

33ページは、経済関係に限らず、生活面での一例ですが、第3次医療施設、すなわち高度医療を行う施設へのアクセス状況なのですが、都市圏であれば、82都市圏では38分というのが平均の移動時間なのですが、それが都市圏以外の自然共生地域と呼んでいる地域についてのデータを見ますと、68分かかるとということで、ここは相当の差がございます。

今申し上げました問題点を踏まえて、34ページにありますのは、スーパー中枢港湾、これは京浜、伊勢湾、それから阪神でございますが、アジア諸国をにらみながら、コストあるいはサービスの向上を図っていくことを目指しているものでございます。

35ページにありますのは、大都市圏の拠点空港であります。現在、空港につきましては大都市圏拠点空港に投資の重点化を行っておりまして、まず、羽田につきまして、再拡張を2009年まで行うべく事業を進めております。成田につきましても、平行滑走路の推進を、それから関西空港につきましては、二期事業を2007年の供用に向けて整備を推進しております。中部は昨年供用後、好調に推移している状況でございます。

36ページは整備新幹線でございます、ここにご紹介していますのは、政府・与党申合せに基づきます計画でして、着実に推進を図っているところでございます。

37ページは、鉄道関係で、都市鉄道等利便増進法という法律の仕組みをご紹介しますが、これは国土交通大臣が基本方針を定めました上で、事業者が速達性の向上計画、あるいは交通結節機能高度化計画を定めて計画の認定を受ける、その場合に、さまざまな支援措置を講じるというもので、駅のストックを有効活用しながら、都市鉄道ネットワークの機能高度化を図っていくというものでございます。

38ページから3つ目の切り口、暮らし・環境でございます、これについては、市街地の空洞化、あるいは緑やオープンスペースの不足、こういった20世紀の負の遺産とも言うべき問題がございますし、それから少子高齢化、地球環境問題といった新たな社会情勢もございます。そのために、生活空間の充実を通じた豊かな生活の実現、あるいは地球環境から身近な生活環境までの保全・創造を図っていく必要があるというものでございます。

現状としまして、まず39ページ、都市機能の拡散につきまして、これは我が国の市街地は一貫して人口密度は低下しながら拡大してきましたが、左側のグラフにありますように、頭打ちであり、この人口減少局面に、現在の拡散した市街地構造のまま入っていくような状況で、今後、集約・修復保存型の都市構造に変えていく必要があるということで、右側に一つイメージがございますが、拠点整備され、徒歩生活圏が確立されているような姿をご紹介します。

40ページは、中心市街地の現状でして、左側のグラフは、都市人口規模別に中心部の人口なり販売額がどう変わってきたかを示していますが、これは、一貫して減少してまいりました。また、公共公益施設なども、70年代以降、郊外への移転が続いてきた状況にございます。

41ページは都市公園の整備状況でして、諸外国との比較を挙げておりますが、1人当たりの公園面積率でとりましても、非常に低いものになってございます。我が国自身の長期的な目標、1人当たり20m²と比べてもまだ達成度は非常に低い状況になってございます。

42ページからは、暮らし面での取り組みでございます、まずは大都市地域でございます、都市再生を進めてまいります。ここでは秋葉原・神田地区の都市再生緊急整備地域の事例を挙げてございますが、区画整理事業あるいは民間都市再生事業などによりまし

てかなり街のイメージが変わってきているのはご案内のとおりでございます。

43ページは、コンパクトな市街地を誘導するための都市拠点整備ということで、富山駅での区画整理事業では、鉄道跡地の有効利用のケース、右は大阪の高槻でございますけれども、駅前広場などの都市基盤の整備と住宅商業施設の整備をあわせて行うというものでございます。

44ページは中心市街地の活性化について、これはもう少し地方部の例を挙げてございまして、滋賀県の彦根本町、それから新潟県の朝日町でございまして、彦根のほうは土地の集約とともに集客施設をつくっているケースで、右側の新潟県の場合は、地元商業者が中心となって店舗などの整備を行っているようなケースでございます。

45ページからは、もう一つ大変重要な課題である、良好な景観形成の推進について取り上げてございます。これにつきましては、景観法が平成16年に施行されてございますが、都市計画などさまざまな手法を一体的に組み合わせて推進をしていくことが望ましいというものでして、そのための手法・ツールは、下にございますように、都市計画手法の活用、あるいは建築基準法に基づく建築規制措置等との連携、それから屋外広告物行政、緑地関係の行政、それから重要な要素として、公共施設の担当部局との連携、さらには文化財保護行政との各連携、こういったさまざまな面での施策を組み合わせることで推進していくことが重要でございます。

46ページは景観法の仕組みをご紹介しておりまして、これは景観計画区域を定め、緩やかな規制誘導を図ることでありまして、その中の景観地区につきましては総合的な規制を図るとか、そういったような仕組み、さらにはソフト面での支援も組み合わせることでございます。

その効果は47ページで、これは一例ですが、伊勢市で左側のような状況にありましたものを、右側のように、広告物あるいは電柱、あるいは建築物の意匠等々について対策を講じることによりまして、このような良好な景観が形成されているという事例でございます。

48ページは公共交通のバリアフリー化の推進でございまして、公共交通そのものについての支援の部分、それから右側は駅から市街地への一体的なバリアフリー化の推進というものでございまして、現在、乗降客数が5,000人以上の駅につきまして、施策を強力に推進しているところでございます。

49ページはニュータウンのユニバーサルデザイン化ということでして、いわゆるニュー

ータウンが開発から30年、40年経過いたしております、大きな問題は高齢化、それに対する不十分なバリアフリー環境というものでございます。そのために、いわゆるセンター地区でありますとか、あるいは集合住宅の部分でありますとか、あるいは福祉施設でありますとか、そういった面でのユニバーサルデザイン化を図っていく必要があり、それを進めているところでございます。

50ページは下水道の状況です。これは地域格差が大きいのが特徴でして、左下にありますように、全体としては平均で既に7割弱に達しているのですが、人口5万人未満の都市ですと、39%といったような状況になっています。県によるばらつきも、右にご覧いただくように大きなものになってございます。

51ページの、下水道関する一つの問題として合流式下水道がございまして。これは基本的に都市のほうの問題なのですが、雨天時に未処理水が放流される、こういったものについて、原則10年間で改善を進めていくとか、あるいは高度処理が欧米に比べて遅れている、特に湖沼、三大湾近辺でなかなか水質改善が進んでいない、そのために高度処理の普及を図っていくことを目指してございます。

52ページは、水需給について、まず現状でございまして、水需要自体は、都市用水は横ばいで、農業用水は減少しておりますが、その都市用水の一定部分が不安定取水に依存しているというような問題もございまして、それから地下水について、地盤沈下を防止するため、必要に応じて河川水への転換を図っているというようなところもございまして。

問題としまして、下にあるように、年間の降水量が、多い年と少ない年のばらつき、変動が広がってきているという顕著な傾向がございまして、水需給の安定確保上、問題になるところでございまして。

そのための施策として、53ページでは、主な水資源政策ということで、フルプランの策定でありますとか、地下水対策、それから雑用水利用の推進、水源地対策、渇水への対応、国際的な問題への対応といったような取り組みを行っているところでございまして。

さらに54ページは、健全な水循環系の構築ということでございまして、都市の拡大などによりまして水質汚濁などが生じて、水循環の健全性が損なわれております。このため、水関係省庁が協力してガイドラインなども作成して取り組みを行いつつあるところでございます。

55ページは、水と緑のネットワーク形成への取り組みということで、これは公園事業でありますとか、道路・公園一体の緑地整備、あるいは河川環境の保全・復元、それから、

河川・公園一体の緑地整備、こういったような取り組みを進めているところでございます。

最後に、56ページ以降ですが、その他の幾つかの課題を挙げてございまして、まず地籍調査が57ページにございます。これは土地取引、あるいは事業のための用地取得の円滑化のために必要でして、現在の進捗率は、全国平均47%、それから都市部には20%未満のところが多いと、こういう状況でございまして、今推進を図っているところでございます。

58ページは、これからの国土を考えるに当たりまして、非常に重要な問題でありまして、我が国の社会資本について老朽化が今後進んでいき、そのために維持管理・更新が大きな問題になるというものでございます。左側は橋梁の例を挙げてございますが、これから老朽化が本格化するという状況ですが、10年後には50年以上経過する橋梁が約3倍、20年後には約7倍と急ピッチで古い施設が増えてまいります。右側は新宿の跨線橋で、これは80年を経過しております古いもので、現在事業中で対策を講じつつあるところでございますが、こういった大きな問題がございます。左下にありますように、適切な維持管理を行って延命化を図って、トータルでのライフサイクルコストの軽減を図っていく、こういう考え方のもとで取り組んでいくことが必要と考えてございます。

最後に、社会資本整備重点計画のことが書いてございます。前回、国土利用計画に関して説明を行った10年前と比べて大きな状況の変化の一つがこれでもございまして、従前は、左側にございます9本の事業分野別の計画というのがございました。これを社会資本について重点化、集中化を図るための計画に転換をするということで、法律をつくりまして、その上で社会資本整備重点計画が15年10月に定められてございまして、これは5カ年の計画ということになってございます。

これの特徴は、従前の計画は事業費というものの重みが多かったのですが、国民から見た達成される成果、これはアウトカム指標と呼んでございますが、そういったものに転換をして、ここで暮らし、安全、環境、活力といったような分野に沿って重点化を図っていくという姿勢を示したというものでして、具体的には60ページにございます。

ここで大きく4分野に分けまして、全部で35の指標を設定いたしているところでございます。したがって、アウトカム指標と申し上げましたが、従前でありますと、例えば道路については計画の中に道路供用延長、一般国道で何キロメートル作るというような数量的な計画がありましたが、これはご覧いただきますとおり、例えば道路でもバリアフリーの段差の解消の割合でありますとか、無電柱化率でありますとか、あるいは死傷事故の軽

減でありますとか、あるいは道路渋滞による損失時間の減少、こういったような国民から見た達成成果ということに着目しておりまして、何キロつくるみたいな目標はここには既にございません。こういったところが、この新しい計画の特徴ということになってございます。

以上、国土交通行政の中で国土利用計画の今後の議論にお役に立ちそうなところということで、一部ではございますが、ご紹介をさせていただきました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、これからご質問あるいはご意見のある方はお願いしたいと思います。どこからでも結構ですが、いかがでしょうか。

【委員】 社会資本整備審議会などでされている議論と重なりますが、どちらにおいても重要なと思うことをちょっと指摘させていただきます。43ページにコンパクトな市街地を誘導する都市拠点整備とかいう議論がありまして、今日のヒアリング全体としてお話しはよくわかるし、その通りなのだけれども、この辺が一番難しそうな部分です。特に思っておりますのは、関西圏とか、東京圏とか大都市はこういう拠点型整備である程度片がつく部分もあると思うんですけれども、ほとんどのそれ以外のところというのは様子が違います。鉄軌道ではなかなか話がいかなくて、例えばバスのルートに沿って市街地をコリドー状につくったほうがいいのではないかとか、あとLRTの話もございますけれども、実際の数の上で多い中小都市がコリドーとしてまちの構造をつくっていくための仕組みというのがやはりないということなのです。交通とセットにしてどうしてもやりたいのですけれども、その場合、バスになりますので、鉄道は一度つくったらなかなか逃げないですけれども、バスは簡単に廃止されやすい。都市計画上のルールとしてもなかなかつくりにくいという問題があって、そのところというのは一番大事なところで、ぜひルールとして形にしていただきたいということです。

あともう一つ裏表の関係になるのですけれども、コリドーをしっかりとつくっていくと、コリドーでないところというのは、都市から減少化社会に応じて農地とか森林にやっばり戻していきましょうという議論も当然出てくるのですが、そのための仕組みがないということですね。国土審議会の中間取りまとめのところも、その記述が一番弱いところだと思っています。今のところガーデニングをやりましょうとか、そういう弱い政策しか出てきてなくて、事業手法として実験でもいいから何か実効性のあることができないのだろう

かと心待ちにしています。私権の制限とかに関わってくるので難しいとは思いますがけれども、その辺を攻めていかないことには、次のステップはないと個人的には思っております。

以上です。

【委員長】 いかがでしょうか。

【国土交通省】 おっしゃいますように、例えばコンパクトシティにつきましては、地方部のほうもそれぞれそういう考えを持ちながら、なかなかうまくいっているところがまだまだ少ない状況でございます。よく青森などが成功事例として紹介されておりますが、おそらく例外的なケースだというふうに思います。

おっしゃるようにコンパクトシティは、これはモータリゼーションと裏腹でして、公共交通をいかに確保していくかというのが課題でありますので、私ども、具体的にまだ申し上げる段階にはないですけれども、公共交通について総合的に連携しながらやっていくということ、これは省の重点施策にも挙げてございますので、問題意識を持ちながら、また取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、裏側の郊外、土地を逆に戻していくというお話がございました。私ども国土交通省のいろいろな土地利用規制の場合、これまで未利用地を転換していくとか、あるいは有効利用を図っていくということを想定した制度でございまして、ある部分を自然に戻すとかいうような手法については、なかなかまだ思い立っていないところがございます。これはおそらく土地利用にかかわるいろいろな省庁すべて力を合わせて取り組んでいかなければいけない課題ではないかと思っております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 3つほど質問させていただきます。まず1つは、一番最初のほうの安全・安心のところの話で、治水対策の河川行政の話なのですが、現在は50年確率、100年確率ということで治水事業が行われているのですけれども、今まではとにかく水があふれ出ないようにというやり方で、ハードの形で洪水対策をとってきていると思うのですが、温暖化の進んでいくこれからは多分そういうイタチごっこ的なやり方では追いつかず、あふれ出ないために一体どれだけの予算をどれだけの人口があるところにかけるのかというところで、経費対効果などを見ても非常に難しい状況に来ているというのが現状だと思うのですが、1つは、河川局だけで考えるとそういうふうな話になると思うのですけれども、

まちづくりとか、国土計画みたいな形で考えていくと、広い視点で、例えばあふれ出てもいい場所と、絶対にそういうことをしないで済ませるような場所といったような、かなり広い視野での土地利用計画的なものが必要で、それは可能なのではないかというふうに思いますが、それに対してどういうふうなお考えを持っているのが1点。

それから、今の話とも関係するのですが、社会整備の空港とか港湾のところ、どんどん日本が諸外国からおくれていくよとか、あるいはアクセスが非常に悪くて混雑しているよとかいう話なのですが、これもある意味では、無理に何か競合する必要が本当にあるのか、そのために税金を投入して何かそういう整備をしようというふうに考えているのか、それから、道路網の整備などにしても、道路をつくったからどうというよりも、これはもう基本的に首都圏とかなどのまちのあり方、人口の集中の仕方に非常に問題があるわけで、ここら辺もイタチごっこのように道路の整備を今さらどんどんやったところで、ほんとうにそれで何か解決がつくのかといったような疑問があるので、それに関してのお考えを伺いたい。

あと、最後のほうの水循環の話なのですが、これも多摩川流域などでも水循環を進めるということで何年も前から始まっているのですが、一生懸命いろいろ努力されているのはほんとうに頭が下がるのですが、結果がまだ何も見えてきていなくて、ここに挙がっているいろいろな問題点とか、改善しましょうと挙がっているようなことなども、国交省の中だけでこの水循環のシステムを解決しようというのは絶対に無理な話で、それこそもうお話が済みましたが、農水の関係であるとか、これからの環境省との関連であるとか、流域全体での土地利用とか、ライフスタイルみたいなものが必ず関係してくるので、そこら辺の視点も入れた具体的な、それこそ流域内でのネットワークだとか、そういったものなどについて今後何かそういう動きを考えていらっしゃるかどうか、この3つについて伺いたいと思います。

【国土交通省】　まず第1点目の治水の関係で、これは12ページをご覧いただきたいのですが、今委員がおっしゃいましたような方向性も念頭に、ここで書いていますのは、左上で長時間を要するというのは、今までのやり方で整備を行っている、今後完全な整備まで何年もかかるということです。右下の図というのが、川からここまではあふれ出ても仕方がないという考えでして、その手前といいますか、本当に守るべき市街地に防水施設を設置することによってその部分は守る、あるいは上のほうで見ますと、住宅の部分は守るような絵になってございますが、このような発想を持ちまして、これも今年度の重点

施策の一つとして、そのためにどういう手法を用意するかを、今、鋭意検討を進めているところでございます。

一方では、水につかる部分については、そこに権利を持っている人はどうなるのかというような話もありますし、いろいろな調整が出てまいります。したがって、このように土地利用とあわせた治水対策を進めていくことについて、これから具体的な手法を詰めていきたいという、今そういう段階でございます。

次に社会資本についてでございます。これからの私どもキーワードは、いかに重点化を図るか、やるべきところを選択していくかという問題であるというふうに思っております。これは道路であれ、空港、港湾であれ、すべて同じだと思っております。その際に、観点としては、我が国全体の活力を底上げしていくことはどうしても大事ですから、では、日本の国際競争力を高めていくために、どこをやるべきか、どこを選択すべきかというような観点でありますとか、あるいはその地域が自立しようとする場合に、ほんとうに頑張る地域に対して、国としても応援するとか、そういう発想で十分対象を選びながら進めていくということではないかと思っております。

先程申し上げましたように、一方では維持管理・更新という重大な問題もありますから、新規投資は重点化を図っていくというものでございます。

それから、3点目の水循環の問題、これは54ページをご覧いただきたいと思いますが、問題意識は委員と全く同じでありまして、水循環についてのいろいろな問題は認識しています。関係省庁が連携しなければいけないということはございますし、流域単位でものを考える、取り組む、これも非常に重要な視点だというふうに思っております。私どもとしてもそのような考えでもって、これからも検討、取り組みを進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】 最初の治水対策というか、これは河川に限らず、そういう災害対策に関してなんですが、何年か前に聞いた話なのですけれども、オーストラリアなど外国などでは、洪水とか災害が起きたときに、いわゆるハードの部分にかかる予算を保険的な形でストックしておいて、それを利用するといったような、そういう政策をとり始めているという話をちょっと聞いたことがあるのですが、日本では予算措置的にそれが非常に難しいというふうなことはちょっと聞いてますが、そういった可能性はないのでしょうか。

【国土交通省】 リスクを保険制度によって補うという部分は、水害に対して火災保険

でありますとか、あと地震保険といったようなものもございまして、それらについてはもちろん国側、行政側としてもいろいろな形で進めているというところでございますが、そのために具体的なお金を拠出してということになりますと、私が承知している限りでは、ちょっと思い浮かぶものはないのですけれども、そこは考え方として保険的なものでカバーしていくということは、いろいろなリスクを伴う各分野であり得るものではないかというふうには思います。

それに限らず、先ほどちょっと説明不十分だったかもしれませんが、ハード対策だけでは不十分であるというのが、このハード・ソフト一体という先ほど申し上げました考え方でありまして、それから減災という言葉も、被害を完全に防ぐことは不可能であり、被害の発生があることを前提とした上で、そのために次善の策を講じるとか、危機管理策を講じるとか、避難対策を講じるとか、あるいは情報提供をきっちりするとか、そういった施策を総合的に進めるという意味で、ハード・ソフト一体的な減災対策というふうに申し上げました次第でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、他にございますか。

【委員】 全体として持っていくべき方向というのは、こういう方向ではないかと思うのですけれども、最初の質問と関連するだろうと思うのですが、どうやってその方向に持っていくかということで、一般的に言えば、規制的手法と誘導的手法というふうな話があって、昔は規制的手法をきちっとやろうじゃないかということでやっていたのだけれども、それがだんだん規制緩和というふうなことになって、それに対して民間活力もあわせた誘導的な手法をとるようになってきているというような状況だと思うのですけれども、これは今ここで出されているような減災の問題にしても、あるいは市街地のコンパクト化にしても、誘導的手法の原資や何かの問題との関わりで、そういうことだけではなかなか難しいというふうには一般的には理解されていると思うのですね。

そのときにどういう新しい手法があるかということで、一つにはその地域の中で合意をして、そこでみんなが決めていくというふうな、新しい参加型の手法というふうなものに徐々に転換して行って、自分たちが納得するから自分たちの決めた新しい規制に応じるというふうな、そのような考え方がもう少し明確になってもいいのではないかなという気がするのですけれども、その辺はいかがですか。

【国土交通省】 規制なり誘導なりというのは災害対策でも重要であることは、まさに

おっしゃるとおりでございます。ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、地区計画など住民が中心になって例えばいろんな規制を提案するというような制度もいろいろございますけれども、これまでの都市計画などの流れも、できるだけ住民参加を求めていくというところにあったと思いますし、それから、これから取り組もうとしておりますものはいろいろな面での地域住民が共同で、地域づくりとかまちづくりに参画をしていただくというところもございますし、場合によっては、公共施設の管理などにも関わっていただくという部分などもございます。

先程景観の話を上申しましたが、46ページの景観の仕組みの中にも、地元で景観協議会をつくって、その景観に関するルールづくりを相談するとか、そういった手法も組み込まれておまして、いろいろなところで芽が出かかっているという状況だと思いますが、これは規制的な面でも、あるいはいろいろなものの管理におきましても、住民の参画、関わりというものは、方向性としては間違いなく強まっていくし、それは強めていかなければいけないというふうに考えてございます。

【委員長】 今のお話なのですけれども、規制というのはある公共性があるから規制ができるという話ですね。ただ、いろいろな社会状況の中で、公共性があるから規制ができるという一辺倒の話ではなかなか動かなくなっているのを、ある意味で合意を図るという手続、手続に公共性を認めて、その地域社会がそのことをよしと判断した、そういう合意手続があるものについては公共性を認めていこうと。そのような関係をつくることは、おそらく今の地域社会の中では、我々が考えている持続可能性のある国土管理の側面から考えると、おそらく後者のほうが場合によってはいい公共性の確保である可能性があるのではないかと。国土形成計画の中で、国土の国民的経営という言葉を入れているのは、実はその辺と深く関わっていると思うのですね。

ですから、ソフトな議論、ハードでなくてソフトだというお話を盛んにおっしゃっていただきますけれども、そのソフトの部分をもっと深めて議論していただくと、おそらく国土管理に関連した国土交通省の施策の中にはそういう部分がそれなりに入ってくるのではないかと考えておまして、できればそういう視点からの整理も、計画はそういう形で出てきているのですけれども、していただくとういかなというふうに思っているところでございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 先ほど委員がお話になった住民参加型で計画を決めていくということなので

すけれども、計画を決めていくときに、先ほど委員のお話になったコンパクトシティですとか、それから、先ほどの土地利用を考えた治水のあり方ですとか、いろいろな土地利用のあり方が別のところで決められていってしまっていて、例えばコンパクトシティみたいな話ですと、都市マスタープランかもしれませんし、河川の計画ですと、河川の中で住民参加をやりましますし、というふうなことで、総合的にその地域の土地利用を考えるような仕組みというのが非常に重要なんじゃないかなと。

それに当たっては、基本的なデータとしてハザードマップの話もございましたけれども、私は防災専門ですので、ハザードマップに基づいて、では、私たちのまちはどうしていいかというのを地域の方に決めていただくと。地域の方で決めたことですから、自分のところが浸水するとかいうのは当然認めていく。それから、防災が目的の土地利用というのはなかなか難しいでしょうから、当然活力ですとか、先ほどの住みやすさですとか、景観がいいとか、そういったものを総合的に考える枠組みというのが、今後人口が減って行って、それほどお金を使えないという中では非常に重要なことなのではないのかなというふうに思っておりますし、そういった何か枠組みというものをお考えになっているところがございましたら教えていただきたいのですが。

【国土交通省】 枠組みについて、今何か代表的な新しいものを考えているかと言われると、私が知る限り、今、にわかには思い浮かぶものはないのですけれども、もともと都市計画はご案内のとおりマスタープランから始まりまして、住民の意見をまとめながら計画を立てていくという発想のものでありますし、それから、先ほど治水についての新しい枠組みの話を申し上げましたが、これも具体的なスキームづくりはこれからという状況なのですけれども、おそらく何らかの形で、もし土地利用に関わるようなものであれば、それを考慮した手続なり、住民の参画の仕方というようなものも論点になっていくのではないかなというふうに思われます。これ一つで完結している枠組みというものではありませんけれども、そこは都市関係であれ、まちづくりであれ、景観であれ、治水であれ、いわゆる縦割りみたいな形にならないようにきちんと全体的な計画の中に位置づけるとか、あるいは住民の意思力を反映する、そういったものは考えていかなければいけないものであると考えてございます。

【委員長】 他にございますか。

今日出された資料の60ページに15の重点目標と35の指標の設定が出ていて、この中で直接的に持続可能なという言葉に対応するものとして、環境の中に良好な自然環境の

保全・再生・創出、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合約2割、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合約3割再生という、そういう指標が出てきているのですけれども、これは具体的にはどのような施策の中で実現されようとしているのか。その辺、きょうの資料で見えなかったものですから、ございますでしょうか。

【国土交通省】 例えば、これは水辺再生あるいは干潟などの再生ということで、これは例えば……。

【委員長】 もし資料をお持ちでないから、後日、事務局に具体的にはこういう施策だという情報をお寄せいただきたいのですけれども。

【国土交通省】 了解いたします。整理をいたしたいと存じます。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

おそらくこれからの国土交通省の仕事の中で、これまでやってこなかった施策の中で一番問題なのは、最初にお話がありました人口減少その他の中で市街地がある意味で縮減していく、新しいタイプの郊外市街地をつくらなければいけなくなってきている、そういう状況に対応するツールを必ずしもお持ちではない。従来の規制とか誘導の手法だけでは、それは十分できるのかどうか非常に疑わしい面がございます。そのようなところをどのように考えていくか。これはおそらく国土交通省だけではなくて、農水省絡みの仕事でもないかと思しますので、その辺についてのご配慮をいただきたいと思ひますし、それから、小さな話になるのですけれども、市街地が拡大する中で、例えば開発許可でさまざまな開発が行われて、そういう中で、例えば調整池とか、いろいろなものが取られ、そこに自然が一部残っているわけですが、その辺の扱いをどのようにするか。かなり大量のものが実はあるというふう聞いておりますので、そのようなものも今の絡みで施策化をどのようにするかということも、わりあい重要な新しい変化要因ではないかなというふうに思っておりますので、その辺についてもぜひご検討いただければと思っております。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、この辺で終わらせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

それでは、後半の部に移らせていただきます。後半は環境省にお願いします。総合環境政策局の奥主環境計画課長よりご説明いただきます。

お願いいたします。

【環境省】 環境計画課長の奥主でございます。座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元にあります資料4に基づきまして環境省の国土利用に関わります現状、環境省の考えております国土をめぐる環境、あるいは国土利用に係る重要課題、施策の方向ということについてご説明をさせていただきます。

まず、1番目でございますが、表紙をめくっていただきまして目次のところでございますが、最初に国土を取り巻く環境の状況ということにつきまして概要を説明させていただきます。次に、それを受けまして、環境省として考えます持続可能な国土利用のための基本的な視点、及び3番目に、それを踏まえまして、どのようなことを環境省として国土利用について重要課題と考えるか、あるいはその施策の方向としてどういうものがあるかということの説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございます。国土を取り巻く環境の状況ということで、地球温暖化、大気環境等6分野につきまして、環境の状況について説明をしていきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして次のページでございます。まず地球温暖化でございます。

地球温暖化の状況につきましては皆さんご承知のことと思っておりますが、20世紀の100年間で日本の平均気温は約1℃上昇する。さらに2004年度におきまして、我が国の温室効果ガスの排出量は7.4%の増でありまして、京都議定書、1990年の基準年からの6%削減という約束の差は、現在13.4%に上っているという状況でございます。

それを示す状況といたしまして、このページに日本の年平均地上気温の平年差の経年変化がございます。また、次のページでございますが、我が国の温室効果ガス排出量の推移及び目標をグラフで示させていただいております。

このような状況の中で、温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、さらに2300年時点、はるか未来を見据えた話になるわけでございますけれども、二酸化炭素排出量が現在の排出量に比べまして50%程度の削減が必要になるというふうな予測になりまして、これに対する取り組みは我が国だけでなく、世界的にも喫緊の課題というふうなことで認識しております。

次の4ページですが、これは地球温暖化がどのようなもので起こされたかというようなことを表にまとめさせていただいたものであります。日本におきましては、ページの下の方の中に書かれておりますが、先ほども言いましたように平均気温が1℃上昇したり、またハイマツの枝先が枯れるなど、温暖化によります積雪深の減少等生態系の影響とかがあらわれてきているというふうな報告がございます。

次の5ページでございますが、これも日本の真夏日の増加傾向ということで、このように増えてきつつあるというようなことで、非常に温暖化が懸念されているというふうなことでございます。

以上のように、まず地球温暖化の状況につきまして非常に問題が出てきているというのが1点目でございます。

次に6ページでございます。大気環境の部分でございます。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、全国的に改善傾向にございます。しかしながら、大都市圏を中心に環境基準を達成しない測定局が依然として残っている状況にございます。6ページに表が掲げてございます。2つの棒グラフが対比されてございますが、二酸化窒素と自動車NO_x・PM法、東京と大阪、名古屋といった大都市圏が対策地域として指定されてございますが、それとの対比で環境基準達成状況を申しますと、全国に比べまして、NO_xにつきましては依然として対策地域におきます環境基準達成状況は低い状況にあるというふうなことでございます。

次の下のSPMにつきましては、非常に達成状況にばらつきがございます。これはSPMには中国等からの影響がございまして天候によって左右されることがございますが、ただ、そういう面で平成16年は黄砂が少なかったということがありまして、達成状況がよくなっておりますけれども、それ以前のところで見ますと、押しなべて対策地域内におきます達成状況は低い状況になってございます。

次に、大気環境で大気汚染以外にもございますが、ヒートアイランド現象ということでございまして、大都市におきまして中小規模の都市を上回る年平均気温の増加が見られているということでございまして、下の表に日本の大都市の平均気温の表を掲げておりますけれども、中小都市平均であれば、年平均気温がプラス1.1であるのに対しまして、札幌とか東京とかにつきましてはプラス3とかプラス2.2とか、そういう高い平均気温の増加が見られるという状況になっております。

次に8ページの自然環境のところでございます。

自然環境につきましては3点の問題点があるということで、人間活動によりまして動植物の生息・生育活動の悪化や種の絶滅のおそれが出てきていること。2つ目といたしまして、人為的な働きかけが減少された里地里山、中山間地におきます生態系への影響が問題になっております。3つ目といたしまして、外来生物や化学物質によりまして生態系の攪乱というふうな問題が起こっているところでございます。

1つ目の、まず人間活動によります生息・生育環境の悪化ということについてでございますが、8ページの表でございますが、これは環境省のほうで調べていますレッドデータブックのリストでございますが、日本に生息します哺乳類、両生類等におきまして2割強、爬虫類の2割弱等が種の絶滅のおそれのある種に分類されているというふうな状況になってございます。

次の9ページでございますが、1つ目の危機と関連するわけでございますが、自然海浜の状況でございますが、河川の水際線の改変状況の推移、海岸の改変状況の変化、干潟面積の推移というふうなことの時系列的な変化をまとめた表でございますけれども、押しなべて自然の部分が減ってきている。人工部分が増えてきているというふうな状況が見て取れるかと思えます。

次に10ページ、11ページでございます。これは我が国におきます植生自然度の変化ということでございます。ご覧いただきたいのは、11ページの棒グラフのところでございますが、全国の植生自然度別出現頻度から見た分布状況の推移でございます。特に自然林、二次林あたりのところが、そんなに減り方が急激というわけではございません、これは昭和になってからの調査でございますけれども、徐々に分布が減ってきている傾向がございます。

次に12ページでございます。これから先ほど述べました2番目の中山間地、里地里山におきます問題点ということでございます。

1つの例証といたしまして、ここにメッシュ図を掲げてございますが、里地里山は国土の約4割を占めるということで、メダカやカエル、カタクリなど身近な生物の生息地となっているわけでございますけれども、その中には絶滅のおそれのある種が多く含まれている状況になってございます。ここで灰色の部分が里地里山のメッシュ図でございますが、そこで四角抜きの赤い枠が絶滅のおそれのある種の集中している地域、さらに中も赤く塗られている部分が里地里山のメッシュ図とレッドデータブックの種が重なっているところでございますが、全国の希少種の集中分布域の約5割以上が里地里山を占めているというふうな状況でございます。

次に13ページでございますが、野生鳥獣による農作物への被害ということでございまして、これも一つは里地里山に人手がかからなくなって、そこに動物等が進出してきて、農作物に被害を与えているというふうな関連で見ますと、農作物の被害面積としては、全体として棒グラフは減少傾向でございます。しかしながら、被害金額で見ますと、近年、

横ばい傾向にあるというふうなことでございまして、特にイノシシ、シカ、サル等の被害が獣類被害の9割を占めるということございまして、下にイノシシにつきまして被害の状況を示す図を掲げておりますが、関東の一部とか中部日本において被害の増加割合が高くなっている状況でございます。

次に、14ページにつきましては、鳥獣分布図の推移を示しております。それを現在においてメッシュに落としたのが15、16ページでございます。特に16ページをご覧いただきたいと思いますが、ニホンジカ等につきましてかなり生息分布図が広がっている。ちょっと茶色の部分でございますが、その区域が広がりつつあるということでございます。

17ページでございます。これが第3番目の問題である外来生物による生態系の攪乱ということございまして、オオクチバスが確認された河川水の変化で言いますと、平成2年から7年には65河川から85河川に増加して、宮城県の伊豆沼では、オオクチバスが増加したために、従来から住んでいた生物が減ってきているというふうなことが2番目の棒グラフでございます。

あと、アライグマの捕獲数ですが、これもどんどん増えてきているということでございます。

次に18ページでございます。水環境のところでございますが、BODまたはCODにつきまして、環境基準達成率は全体的に改善傾向にございます。直近でありますと、河川であれば89.8%、海域であれば75.5%の達成率というふうな状況になっておりますが、ただし、閉鎖性水域、湖沼とか東京湾、伊勢湾、大阪湾等の閉鎖性海域につきましての水質改善状況は停滞ぎみという状況になってございます。

19ページに指定湖沼のCODと、その閉鎖性海域の環境基準の達成率がございまして、達成率でございますと、多くが横ばい状況に推移している状況にございます。

次に20ページでございますが、閉鎖性水域におきます環境基準達成率の改善のために、生活排水対策が必要でございますが、そのための浄化槽・下水及び農業集落排水施設の整備につきましては各省連携しておりますが、このように着実に普及率が上がってきている状況にございます。

次に廃棄物・リサイクルでございます。

現状といたしましては、リサイクルの取り組みは推進している。下のところでございますが、総資源化量とリサイクル率の推移ということございまして、リサイクル率について見ますと、年々向上している状況にございますが、ただ、ごみの排出量につきましては、

上の折れ線グラフでございますが、1人当たりのごみ排出量とごみ総排出量で見ますと、横ばいということで、高い状況で推移している状況でございます。

次に21ページでございますが、不法投棄件数でございます。近年で見ますと、こちらの取り締まり等の強化もありまして、不法投棄件数は減少傾向にあるわけでございますが、ただ、近年、大規模投棄事例というのがございまして、下の帯グラフですが、件数で見ますと少ないのですけれども、1件当たり10万トン以上のということで、量で見ますと、1件当たりの大規模な不法投棄件数があるということでございます。

もう一つ、不法投棄と産業廃棄物の都道府県別残存量で見ますと、全国にあるわけでございますけれども、特に千葉でありますとか、宮城、秋田あたりが多くなっている状況でございます。

次に、化学物質等による汚染ということでございます。

土壌汚染でありますとか、PCB等難分解性の有害化学物質の処理の問題など、環境上の負の遺産が存在するわけございまして、これについて適切に処理をしていかないとならないということでございます。

PCBの廃棄物の保管状況につきましては、PCB特措法に基づきまして保管している人は届け出をすることになっておりまして、その保管状況はこういうことになってございます。これを今から平成22年から23年に向けて全部処理をしていくこととしているところでございます。

土壌汚染でございます。これにつきましては、土壌汚染の有害揮発性物質でありますとか、重金属でありますとか、その複合汚染等でございますが、基準が決まって以降のことでございますが、超過事例ということで、年々増えてきている状況でございます。

次の24ページでございますが、土壌汚染の判明事例の推移でございまして、年度ごとに落とした表でございます。調査事例も増えておりますし、基準の超過事例も増えてきてございます。

あと、下については土壌汚染調査・対策の受注件数ということで、これも増えてきているということでございます。

以上で我が国におきます国土利用に関わります環境状況の概況についてご説明させていただきました。

次に、それを受けてどういったような考え方をしていくかということでございますが、26ページをお開きいただければと思います。

環境省といたしましては、当然ながら関係省ともいろいろ連携していかなければならぬといわけでございますが、一応持続可能な国土利用のための基本的な視点ということで3つの大きな点を考えるべきではないかということでございます。

1点目といたしましては、地球温暖化対策は一朝一夕でできるものではないので、そういったものに対応して、長期的視野に立って、速効性とまではいかないまでも、長期的に時間をかけるような対策も講じていかなければならないというのが1点目。

2点目といたしまして、さまざまな系における健全な循環の確保をしていく必要があるのではないか。1つは炭素循環でありますとか、水循環でありますとか、そういった自然界全体の物質循環をうまく回していく。もう一つは、ごみの関係でございますが、人間の社会経済活動を通じて物質循環をうまく回していく必要があるということでございます。

あと、国土の価値を高めるための国土・自然の形成ということが必要と考えますが、それに含まれます観点といたしましては、質の高い生態系ネットワークの形成でありますとか、豊かな生態系を育む二次的自然、中山間地の適切な管理でありますとか、先人が築いてきたストック、植林とかによります森林等の有効活用ということ、それから、社会資本整備段階におきます計画段階からの環境配慮、もう一つは、当然ながら緑、風、水などの自然資本、つまり、今までの道路や橋などは人工的な社会資本ということで、それはそれで整備が進められてきたわけでございますけれども、それと対等の概念と申しますか、今までも個別にいろいろ利用され、施策の一つとして位置づけられてきたわけでございますけれども、緑地でありますとか、風の道とか、水などにつきまして自然資本という形で概念整理をして、そういったことの有効活用を図っていくべきではなかろうかというのが一つ、最後に、先ほど言いましたPCBでありますとか、土壌汚染とかの負の遺産の処理といったものを着実にやっていかなければならないということの視点が必要ではないかということを考えています。

27ページは、自然資本につきまして、一応我が省としてもこういうことが考えられぬかということでもとめさせていただいたものでございます。

次に29ページでございます。ここで、こういった基本視点を踏まえまして、国土の利用に係る重要課題と施策の方向としてどういうものが考えられるのかというようなことでございます。

30ページでございます。1番目といたしましては、環境負荷の少ない持続可能な都市の形成ということでございます。地球温暖化、自動車等によります大気汚染、あるいはヒ

ートアイランド現象などの原因は異なりまして、環境問題としては別個のものでございますけれども、いずれにしても地域的には都市について発生している問題につきまして、都市形態の改善にわたる対策が必要ではないかということでございます。

1つ目が、これは大気汚染の関係でございますが、環境的に持続可能な交通システムを実現して、先ほど説明しましたように、NO_x等の高濃度汚染地域の改善を図る必要があるということ。

2つ目といたしましては、これは温暖化の関係でございますが、省CO₂型の都市構造・交通体系の形成ということで、これは土地利用施策と交通施策の融合を図りまして、CO₂排出量の少ないコンパクトなまちづくりを推進する必要があるのではないかとというのが2点目。

3点目といたしまして、上記2つの、大気汚染対策あるいはヒートアイランド対策も関係しますが、あるいは地球温暖化とも関係します共通する施策ということでございますが、自然資本を骨格としたまちづくりといったものを考えるべきではないだろうかということでございます。施策の方向性といたしまして、まず、大気汚染対策の関係で言いますと、環境負荷の低減に配慮した公共交通機関の整備等、次のページの31ページでございますが、このようなさまざまな施策を有機的に効率的に組み合わせていく必要がある。もちろん環境省だけではできませんので各省とも連携していかなければならないのでございますけれども、そういった施策を有効的に組み合わせた枠組みの構築を図っていくべきではないかというのが1点目でございます。

2点目、これはCO₂の関係でございますが、京都議定書目標達成計画、この計画の中にもCO₂対策としての都市構造の改変といったものが施策として掲げられているところでございますけれども、そういった省CO₂型の地域都市構造や社会経済システム形成のための取り組みを進めていくことが必要ではないかということです。

飛び飛びで申しわけございません、32ページでございますが、特に地域の視点からの地球温暖化対策ということで、当然ながら全国レベルの産業分野でありますとか、産業、運輸、業務部門など部門別の取り組みをしていくことが必要でございますが、地域レベルの視点から部門横断的な対策や当該地域の実情を踏まえた対策などを実施することも考えていく必要があるのではないかと。これはそこで地域レベルで検討すべき視点ということで、運輸、民生部門でございますけれども、省CO₂型の集約型の都市構造の構築でありますとか、地域の実情に応じました地域レベルの削減目標の設定でありますとか、あるいは地域

資源としての自然エネルギーの活用、自然資本マップの作成などといったものを考えていく必要があるのではなかろうかというふうに考えてございます。

省CO₂型の集約型の都市構造の構築では、飛んで申しわけございませんが、34ページでございますが、これは具体的に個別に削減効果でありますとか、政策ツールを考えるとところまではちょっといっておりませんけれども、運輸部門の地球温暖化対策の関係で言いますと、そういうふうに大都市圏部、大都市圏の郊外、地方都市、地方郊外の郡部等でそれぞれこういった都市の高密度化でありますとか、公共交通システムの活用でありますとか、それぞれの有効な施策がどういうものであるかといったものを考え、そこに重点的な対策の実施を図っていく必要があるのではなかろうかというふうなことで、これは全くイメージでございますけれども、こういった地域別に施策の分類といいますか、差別化を図っていくことが考えられないかというふうなことでございます。

次に、また30ページに戻っていただきまして、3点目のヒートアイランド対策につきましては、対策大綱を決めておりますので、そこに従って総合的な対策を実施していく。

4番目といたしまして、地域の自然資本の現状の把握でありますとか、自然資本の回復等、あるいは自然資本が持つ機能を活かしたまちづくりを進めていく必要があるのではないかとございまして。

これにつきましては、35ページ、36ページに自然資本を活用した例としてこういったものが考えられないかというふうなことを掲げさせていただいております。

次に38ページでございます。国土を支える健全な生態系の維持形成でございまして、考え方といたしましては、新・生物多様性国家戦略に基づきます自然と共生する社会の構築を図りたいということでございます。考え方といたしましては、生態系の保全とその自然再生を図っていくというのが1点目。

2点目といたしまして、里地里山におきます人の関わりの低下というのがありますので、それに対応いたしまして、地域におきます人々の生活や生産活動の関わりの中でどうやって保全していくかということを考える必要がある。

3点目といたしましては、絶滅の危機にある一方で、外来生物による生態系の影響をどうするか。

それから、自然とのふれあいで、これらの施策の基礎となります自然環境調査データをどうしていくかということでございます。

施策の方向性といたしましては、1番目の生態系の保全と自然再生につきましては、1

番目といたしましては国立公園などの保護地域の制度を活用した保全、2つ目といたしまして、保全している自然状態が劣化している場合には、その自然再生等を図っていく。生物の生息・生育環境の確保された生態系ネットワークの形成も推進しまして、今度、国土、広域地方圏、地方公共団体レベルといった階層的な空間レベルでの構想とか計画策定推進など、その具現化を図っていく必要があるのではないかと考えております。

里地里山の保全再生と持続可能な利用につきましては、NPO等、体制づくりや自然とのふれあい、環境学習の場としての活用という声がありますので、NPOや土地所有者の活動への支援でありますとか、土地所有者等との協定の締結といった種々の仕組みを幅広く活用していきたい。それによって保全していきたいということでございます。

あと、里地里山再生保全モデル事業というのも実施して、それをモデルにして全国に発進していきたいと考えております。

あと、3点目は野生生物の保護管理・外来生物対策の充実ということでありまして、保護増殖事業計画の策定、あるいは適切な防除事業等を着実に実施していきたい。

自然とのふれあいにつきましては、エコツーリズムをしていきたい。

自然環境データにつきましては、適切に保全するために、自然環境の面的把握でありますとか、自然環境の継続的な定点モニタリングを推進していきたいというふうに考えております。

次の40ページ、41ページは保護制度、保護地区の現状を示しております。

42ページは、先ほど言いました自然再生事業の実施状況でございます。

43ページは、里地里山におきます保全再生の取り組みということで、モデル事業を4カ所で行っているわけですが、その紹介でございます。

44ページ、45ページは、自然環境の調査で、こういうモニタリングサイトを設けて、適切な国土の自然環境の状況把握を行っているということでございます。

次に46ページでございます。流域の特性に応じた健全な水循環の確保でございます。先ほど国土交通省さんのヒアリングにも出ましたけれども、環境省といたしましても、各省連携して、考え方といたしましては、2つ目の丸でございますが、流域全体を視野に入れて取り組みを推進していきたいというふうなことでございまして、各流域、山間部、農村・都市郊外部、都市部におきまして、それぞれの特性を踏まえまして施策を推進していきたいということでございます。

次に48ページでございます。国土利用におきます健全な物質循環の確保ということで

ございまして、1つが、考え方でございしますが、自然系、社会系、その両方を視野に入れて、適切な循環が確保されることが必要と。

炭素循環につきましては、次の49ページに年間32億トンが収支差でプラスになっているという状況がありますので、そういった観点を踏まえながら、先ほど言った省CO₂型の都市構造の改善等もありますけれども、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいくということでございます。

資源の循環につきましては、廃棄物の発生抑制、3R等を推進しまして、環境への負荷低減を推進していくということであります。

あと、バイオマス等の再生可能な有機性資源も利活用を推進していきたいということでございます。

施策の方向性でございしますが、脱温暖化社会の形成につきましては、温室効果ガスを削減するために、バイオマス、太陽光、風力などの再生可能エネルギーの導入を推進していきたいということ、あるいは、これは農水省さんとも連携していかなければなりませんけれども、森林の整備や保全の推進による吸収源の確保を図っていきたいということでもあります。

次に、循環型社会、ごみの関係でございしますが、基本的には廃棄物処理法や各種リサイクル法の強化と適正な施行によりまして、3Rの推進と不法投棄の撲滅を図ってきたいということでございます。

51ページでございしますが、現在の我が国における物質フローの模式図でございしますが、「平成15年度の我が国の物質収支を外観すると」というところでは、ちょっと数字が逆転しておりますが、まず17.5億トンの物質投入があつて、2億トンが循環利用されているということでございますが、そういった状況を踏まえまして循環型基本計画におきまして、平成22年度におきまして、以下のような目標を掲げておりますので、その目標に向けての施策の実現を図ってきたいということでございます。

特に、環境省といたしまして、循環型社会の形成を具体的に進めていくための方策として、まず地域からということでございまして、53ページでございしますが、複数市町村を単位といたしまして、それぞれ各種リサイクル施設でありますとか、エネルギー回収施設でありますとか、バイオマス利活用施設、最終処分場からなる地域循環のシステムがうまく働くように施設整備を図ってきたい、その交付金を活用して、そういった推進施設の整備等を図ってきたいということでございます。

次に56ページでございます。海洋・沿岸域の環境の保全ということでございます。これはかなり幅広い分野を含むのでございますけれども、施策の方向性のところでございますが、まず1つ目といたしましては、負荷の発生抑制ということでございまして、閉鎖性海域の保全であります。これは水質汚濁法に基づきます水質総量規制制度がございまして、それを活用いたしまして水質の保全を図っていききたいということでございます。

57ページに出ておりますけれども、特に第5次総量規制につきましては16年度で終わっておりますので、今、第6次総量規制を実施予定ということであります。

海洋汚染につきましては、58ページでございますが、海洋汚染等海上災害の防止に関する法律に基づきまして施策を進めていく。漂流・漂着ごみ対策につきましても、行ったり来たりで申しわけございませんが、61ページでございまして、国内での発生抑制の取り組みを行うとともに、国際的にも共同した取り組みを行っていききたいということでございます。

2つ目が生物多様性の保全ということでございまして、海鳥・ウミガメ等、沿岸域というのは、浅海域もそうでございますが、生物の生育域としては貴重な部分でございますので、その保全を図っていききたいということでございまして、59ページでございますけれども、海棲生物の保護・管理、あるいは調査等で実態把握をしたり、国際協力を図っていくということでございます。

次の60ページでございますが、浅海域等の保全・再生でございまして、国立公園等の保護制度の活用、ラムサール条約の活用等を図って保護していくというような、浅海域の再生ということで、その事業を進めていくというふうなことでございます。

こういった施策を進めていく上で、以上の施策を支える施策として並行して監視・調査研究の推進でありますとか、国際的取り組みの協力を図っていくというようなことで、そういった施策を横断的に組み合わせていきまして、海洋沿岸域環境の総合的な管理を図っていききたいということでございます。

次に、66ページでございます。これは個別問題に対する政策というか、課題ということではございませんけれども、政策・計画の決定における環境配慮システムの構築ということでございます。

考え方といたしまして、今、事業におきましては環境影響評価法や、あるいは条例に基づきまして事業のアセスが行われているわけでございますが、それは事業が決定されてからどうするかということでございますが、それが1段階繰り上がりまして、国土形成計画

でありますとか、それに関連する計画の策定等におきまして、各計画の段階に応じまして、環境影響の予測評価を実施して、適切な環境配慮に取り組むシステムを構築していくことが必要ではないか。戦略アセスと言われるものでございますが、そういったシステムを計画段階から組み込んでいくことが必要ではないかということでございます。政策として、どこら辺に道路をつくろうか、あるいは道路以外に鉄道とか、そういった施策があるかどうかというようなことを考えるに当たって、環境面からのアセスメントを実施して、適切な政策決定をしていくプロセスが必要ではないかということでございまして、施策の方向性といたしましては、現在、環境省といたしまして、諸外国及び国内の戦略的環境アセスメントの取り組みを参考にしながら環境影響の評価手法でありますとか、評価の客観性を担保するための情報公開等の手続のあり方につきまして検討しているところでございまして、共通的なガイドラインの作成を図っていきたいというふうに考えているところでございます。67ページは、その考え方をポンチ絵にしたものでございます。

以上、ちょっと駆け足になってしまいましたけれども、環境省といたしまして、国土利用計画についての考え方をご説明させていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、これからご意見、ご質問があればいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

【委員】 2点ございます。1点はお願いで、1点は純粋に教えていただきたいことです。

お願いのほうなのですが、30、31ページのように都市の構造の議論からCO₂について非常に影響が出るということで着目していただいて、昨年ぐらいから環境省の中でも検討を始めていただいているということで、これは非常に期待しております。これに着目されるということは、53ページに飛ぶのですけれども、循環型社会の議論で、今まではごみの話が循環型社会の議論なのだという形でしたが、ごみだけではなくて空間もやっぱり循環すべきものとして当然対象になるわけですね。都市空間が再利用され、コンパクトにまとまることでCO₂削減に非常に大きな効果があると実証されているわけですから。この30ページ、31ページと実は53ページは関係していて、今回の中間取りまとめの中でも、空間のリユース、リデュース、リサイクルの3Rの議論とリンクして書いていただいていますので、ぜひその53ページの循環型社会の議論の中に、ごみだけではなくて空間とか土地という資源も循環型社会形成の上で忘れてはならない重要な要素であるという視

点を入れていただいたほうがいいのではないかなと思います。これはお願いです。

あともう一点、これは質問なのですが、生物多様性国家戦略について、38ページ、39ページのあたりなのです。私の専門ではないので間違っているかもしれないのですが、しばらく前は、例えば農水省さんがどういう生物が各地で保護されているかを調べられて一覧にされていました。そのほとんどがホタルだったり、トンボだったり保護対象が偏っていたのですけれども、そういうときには何をやればいいのかというのは、非常に特定の生物種対応なのでわかりやすかったですね。例えば、保護対象がホタルだとカワニナを育てるために河川の法面をコンクリートにするとかいう話になります。

ところが、この生物多様性戦略になったときに、里地里山という話が出てくるのですが、具体的にそこで何をやればどういう効果が出るのかという科学的な因果関係がよくわからず、また公表もされていないように思います。実際にどんなことをされているか、私だけが知らないのかもわからないのですが、中身がよくわからなくて、ほんとうに生物多様性というものが実現される方向に進んでいるのかどうかということが、純粹にわからないなと思っています。雑誌『ネイチャー』を読むと、実際に海外で多様性指標がどれだけ変化したか計測されている例もありますが、そのあたりは実際にどのようにされているのでしょうか。

【環境省】 1点目につきましては、環境省としても循環型というのは、ちょっと循環型は今ごみの関係がメインでございますけれども、循環型社会とくくるかどうかは別にして、そういった委員のご指摘のような視点というのは、今後施策の検討に当たって考慮していきたいというふうに考えております。

2点目についてわかる範囲で答えさせていただきたいと思います。

まず、ホタルとか、特定の種については、調査をして、どのような保全策をとっていったらいいかというような具体事例はあるけれども、というお話ですが、生物多様性国家戦略につきましては、国の生物多様性の保全にかかわる大枠の施策大綱を示したものでございますので、その国家戦略に基づいて個々の細かいものはブレイクダウンした形で示していくという形です。例えば猛禽類の保全とか、すべてのものではないですけれども、個別に保全の考え方や方策を示しているものもあります。

それともう一点、里地里山のことですけれども、生物多様性国家戦略の中でも生物多様性に係わる第2の危機ということで、人との関わりが変わったために、里地里山の管理低下に伴って生物多様性の危機が起きているということを示し、それに対する取り組みとし

て、環境省や関係する農林水産省などとも施策を実施しているところです。しかし、なかなか委員のおっしゃるとおりにそれが最終的な生物多様性の確保にどの程度どう結びついているかというのは、いまひとつ完全にリンクして示せていないのが実情です。それについては国土管理のあり方の議論を充実していく中で、今後施策の効果という点も含めて検討を進めていきたいと思っております。

ちょっと答えになっていませんけれども、その辺は非常に重要な課題かと認識しております。

【委員】 今ちょっと答え方があまりよくなかったと思うのですが、私は循環型社会の部会長を環境省でやっているの、私なりに答えたいと思うのですが、そもそも環境政策というのは3本の柱があって、3本ばらばらに今動いているという実情があると思うのです。1つはCO₂の問題で、脱温暖化社会という話をしている、そして循環型社会というのがそれと別途あって、それから自然共生というか、生物多様性、これはまた別途議論がある。これは全部島が違うものですから、ばらばらにやっているわけです。

それで、お話の都市の形態とか交通の問題とかというふうなあたりをいわゆる都市計画的な問題と、それから環境政策というのは、今のところ脱温暖化社会の中ではかなりうまくリンクしていると思うのですが、残念ながら、それと循環型社会、つまりエネルギーの問題とマテリアルの問題というのは切り離されて議論されていて、そのところがうまくつながっていない、そういう状況認識だと思うのです。

今日出された資料は、レベルとしてはそのもう一つ下で、3R、廃棄物のリサイクルというのが日本の循環型社会だといういわば記述で、それをちゃんと地域でやっていこうというところしか出てなくて、製造物過程と廃棄物の循環利用というのをどううまくつなげていくかという議論がまずこれからは必要だという話があって、その上で脱温暖化社会と循環型社会を両方融合させていかなきゃいけないという話があって、その中に先ほどご指摘があったような都市の構造というものがその中の一つの重要なファクターとして入ってくるというふうなことを国土計画との関連では議論したほうが良いと思っておりますし、環境政策そのものも多分その方向で考えていくべきだろうと私は思っています。

それと、さらにもう一つの自然共生といいますか、生物多様性の話なのですが、日本では大体こういう話になると、質を量ではかるというのは難しいということで、ずっと避けてきた面もあるし、実際にはかりづらい面もあるのですが、私の理解では、委員にも入っていただいた環境基本計画の指標づくりの議論があって、その中で実は農水

省だとか林野庁なんかにも随分協力してもらって、とにかく出せる指標を出そうということで、指標を10ぐらいでしたか、出したと思うのです。ですから、そういうのを出しているのに、これからですと答えるのはまずいと思うのです。ですから、そこは出したものをここに引用すればいいので、その上で皆さんにご意見を伺って、まだちょっとこれじゃ使いものにならないとか、あるいはこれでもいいから、国土利用計画とか、あるいは国土形成計画の中にできれば使っていこうではないかというふうな話にしてもらいたいと思うのです。

【委員】 「自然資本の時代の百年の国づくり」という考え方に共感する立場から少し意見を述べさせていただきたいと思うのですけれども、自然資本に目を向けることは、持続可能性という点からは必須なことだと思うのですけれども、それだけではなくて、おそらく国際的競争力という観点からも重要なのではないかと思うのですね。本日のヒアリングで国土交通省の方とか経済産業省の方が国際競争力ということを重視して、インフラ整備だとか、産業に関する政策を強調されていたのですけれども、おそらく先進国にふさわしい競争力の高め方というのがあって、それは日本が高度成長だった時代に、経済が停滞していたけれども、いろんな面で回復しつつあるヨーロッパの国々など比較することによって、自然資本とか人造資本、今日は製造資本というふうな表現になっていましたけれども、人造資本の中で文化的なものというのがどういう意義があったのかというのは、国際比較をすると、少し見えてくるのではないかと思うのです。

イギリスなどはイギリス病というふうに言われていましたけれども、自然資本とか、今のようなインフラの中での文化的なとか、非常に長期にわたるストックというのがたくさん蓄積してきたわけですから、経済的な政策によって経済がまた発展し始めたと言ってしまうまでもなのですけれども、そういう自然資本も含めたストックがあってこそ、非常に魅力のある、例えばロンドンだったら都市があって、そこに国際的にも人やお金が集まってくるという構造にきつとなっていて、先ほどの国土交通省の説明でロンドンと東京の空港を比較してみると、ロンドンというのは国際便が非常に多く発着しているのですね。それだけ国際的な経済やその他の拠点になり得ているわけですが、自然資本という観点からだけでも、公園の面積を先ほど国土交通省の方が比較されていましたけれども、公園の面積だけにとどまらない。住まい方が違いますから、ガーデンの緑地というものも非常に大きなストックをなしているわけですね。そういう自然資本みたいなものは、この100年間ほとんど考えないで、そちらのほうは目減りさせてきてしまった今の日本の

現状で、これから競争力をということを見ると、今までとは違うところにも価値を引き出すということもとても重要だと思うのですね。

そういう意味で、この「自然資本の時代の百年の国づくり」の中身であるとか、どうしてこういうことが重要と考えるのかの説得力を増すというようなことを是非行っていただければと思います。

質問ではなくて意見です。

【委員長】 他にご意見をいただきたいと思います。どうでしょうか。

【委員】 これは環境省の方に伺う話ではないのかもしれませんが、きょうも IPCC のレポートを引かれて、二酸化炭素の排出ですけれども、2300年には相当減らさなくてはいけないということがかなり客観的にわかっていて、努力はしているし、京都プロトコルを実現するかどうかということで、相当な努力をしているわけですけれども、それでもこういう減らさなければならぬ量からすると、極めて一部、微々たるものという現実があって、そういうことからすると、地球温暖化というのはかなり防がなければいけないけれども、起こってしまうという側面があるように思うので、国土形成計画ということをして10年規模あるいはそういう規模で考えたときに、そこまでに二酸化炭素の排出を半分にするとかいうことはできないわけですから、ある程度適応するというようなことも視野に入れて進めていかなくてはいけないのではないかというふうに思うのですが、これも意見と取っていただいても結構ですし、もし何かお答えがいただけるのならばお願いいたします。

【環境省】 お答えになるかどうかあれでございますけれども、確かに委員がおっしゃいましたように、今状況としては極めて厳しい状況にあるわけでございます。ただ、その中で政府といたしましては、先ほど引用させていただきました京都議定書目標達成計画を立てまして、日本国としての果たすべき責務をとにかく果たすべく、いろいろな対策を、計画を決めて達成しようとしているわけでございます。

それはそれで地球温暖化対策に絞って、政府としては取り組んでいるわけでございます。その中で、国土形成計画としてその中に盛り込みます施策としては、京都議定書目標達成計画の中に盛り込みます施策とリンケージというか、連携する形で、国土形成計画の目標達成に向けて一つの、国土形成計画だけで達成するというわけにいかないわけですから、施策の計画内容の連携を図っていくというようなことは、これから作る計画の中で考えていかなければならないかと思っておりますけれども。

【委員】 一応確認ですけれども、私は是非達成しないといけないと思っていて、でも、それだけでうまくいかなかったときはバツタリということではなくて、並行して考えなくてはいけないのではないのでしょうかという意見を持っています。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

それでは、私のほうから少しお聞きしますが、おそらく今日お話を聞いた午前と午後の前半は、それぞれある意味で縦割り行政なのですね。それに比べて環境というある意味で横軸の名前を負った省として、例えば先ほど国土交通省に質問したのですけれども、国土交通省が環境という面で回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合とか、干潟の中で再生したものの割合という指標を出しているわけです。このような指標の実現に向かって、例えば環境省と国土交通省はどういう関係をとられて、こういうものを実現していこうというふうに具体的に動いていらっしゃるのか、その辺の状況がよくわからないものですから、もしおわかりになる点があれば、お聞かせいただきたいのですが。

【環境省】 私もそれぞれのレベルで連携していると思ひまして、具体的に、例えば水辺に対してどのような協議会なり何なりを持っているかは、今この場でご説明できないのでちょっと申しわけないのですけれども、いずれにしても、今委員長のほうがおっしゃいましたように、今日説明しただけでも環境省独自でできる施策というのはかなり少ないのは事実でございまして、これはすべて各省、もしくはまちづくりにしましても国土交通省さんとの連携が必要ですし、森林整備につきましても、あるいは多様性の確保につきましても農林水産省、特に林野庁さんとの連携が必要だということございまして、その各レベル、具体的に法律に基づく協議会なのか、あるいは事実上の協議会なのかは別にいたしまして、連携を図っていく必要があるという考えでとにかく施策を進めていくということだけ、ここでちょっと申し述べさせていただきたいと思ひます。

【委員長】 国土形成計画をつくるということは、そういう場をある意味で促している、そういうことでもあるなと思っております、特に持続可能性のような言葉を大きなテーマとして国土形成計画を挙げておりますので、環境省はその場をうまく使っていくというのは、おそらく重要な機会ではないかと思ひますので、ぜひ環境省はそういうセンスをお持ちいただければと思っております。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

5分前から始まりましたので、ほぼ予定の時間には来てございますので、それでは、環境省のヒアリングをこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

かなり長丁場になりましたけれども、これで省庁ヒアリングが一通り終わりましたので、事務局のほうにお返しいたします。

【事務局】 参考資料1をごらんいただきたいのですが、これはスケジュールの一覧表でございます。今後の予定でございます。

本日9月14日、専門委員会、関係省ヒアリング、右側の欄ですけれども、これをやっていただいたところでございます。左側のほうで国土審議会及び計画部会というものがずっと開かれておりまして、当委員会、右側の欄としましては、次回は第12回、11月6日に国土利用計画の論点整理というものを審議していただきたいというふうに考えております。

論点整理をしていただきますと、今度は左側の計画部会にもその話題をさらに提出いたしまして、計画部会としての調査審議をしていただき、また、右側の委員会として、さらにそれをスケルトンへと発展させていくと。右と左が同期をとりながら作業を進めていただきまして、19年中ごろを目途に両計画を同時に閣議決定ということで考えてございません。

なかなか左側の審議会の計画部会につきましても、平成18年秋ごろに取りまとめということ以降の詳細な日程はまだ決まっておりませんので、委員会側の日程もなかなかうまくまだ決まっておりませんが、大枠こんなような形でさらに審議を進めていただきたいということでございます。

もう一度申し上げますと、次回は11月6日、15時から17時でございます。国土利用計画の論点整理といったぐらいのものを提出いたしまして、ご審議いただければというふうに思っております。場所につきましては、また後日、決まりましたらご連絡を差し上げたいと思います。

議事要旨や議事録につきましても、いつものような手続で順次公表させていただきたいと思っております。お手元の資料につきましては、机の上にお置きいただければ、後で郵送させていただきます。

私のほうからは以上でございます。

【委員長】 途中で申し上げましたけれども、もし省庁にお聞きになりたい意見がございましたら、事務局のほうにお願いいたします。

【事務局】 失礼しました。その点も委員長からお話がありましたので、もし聞き足りない、あるいは後から確認したいというふうなことがございましたら、私どものほうにお

っしやってくださいませ。

【委員長】 それでは、これもちましてこの専門委員会を終わらせていただきます。
どうもありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

— 了 —